

2023年 合格目標
TAC 中小企業診断士講座

中小企業経営・政策
基本テキスト

TAC

2023年合格目標 TAC中小企業診断士講座 進捗表

1・2次ストレート本科生等

回数	学習範囲	ページ数
第1回	テキスト 第1編 第1章～第2章	2～76
第2回	テキスト 第3章～第4章	78～190
第3回	テキスト 第2編 第1章～第2章（第4節）	192～236
第4回	テキスト 第2章（第5節）～第3章	239～285

1・2次速修本科生等

回数	学習範囲	ページ数
第1回	テキスト 第1編 第1章～第4章	2～190
第2回	テキスト 第2編 第1章～第3章	192～285

*教材に関して**正誤箇所**が出た場合は、**TAC WEB SCHOOLのマイページ「正誤情報」に正誤表を掲載いたします**ので、随時ご確認いただきますようお願いいたします（マイページ閲覧には登録が必要です。ご登録方法は「受講ガイド」をご確認ください）。

はしがき

本書は、「中小企業経営」「中小企業政策」の2編から構成されています。

第1編「**中小企業経営**」では、中小企業の動向や特徴、中小企業が経営資源を調達する際の各種課題、労働生産性の状況などを、『**中小企業白書2022年版**』を中心に重要論点について解説をしています。

『中小企業白書』とは、中小企業基本法に基づき、中小企業の動向について毎年政府が国会に提出する報告書です。この白書は、各種機関の統計調査やアンケートなどの図表を掲載し、その内容を文章で説明するという形式をとっています。

中小企業白書2022年版は、次のような構成になっています。

第1部：令和3年度（2021年度）の中小企業の動向

第2部：新たな時代へ向けた自己変革力

なお、平成26年の小規模基本法（小規模企業振興基本法）の成立に伴い、中小企業白書とは別に、小規模企業白書が新たに刊行され、平成28年度以降、本試験では、小規模企業白書からおおむね3問（3マーク）出題されています。本書は小規模企業白書2022年版についても試験対策上必要と考えられる論点を盛り込んでいますので、安心して学習してください。

第2編「**中小企業政策**」では、中小企業基本法や具体的な中小企業施策について、『中小企業施策利用ガイドブック』等をもとに、試験に必要な重要施策を中心に解説しています。

国は、法律に基づいて金融や税制、経営相談などさまざまな支援を中小企業に対して行っています。そのようなさまざまな支援策の活用が中小企業の経営革新や経営力向上等につながり、日本経済の活性化にもつながります。

皆様が本書を活用され、見事合格されることを祈念しています。

2022年11月
TAC中小企業診断士講座

本書の利用方法

本書は皆さんの学習上のストーリーを考えた構成となっています。テキストを漫然と読むだけでは、学習効果を得ることはできません。効果的な学習のためには、次の1～3の順で学習を進めるよう意識してください。

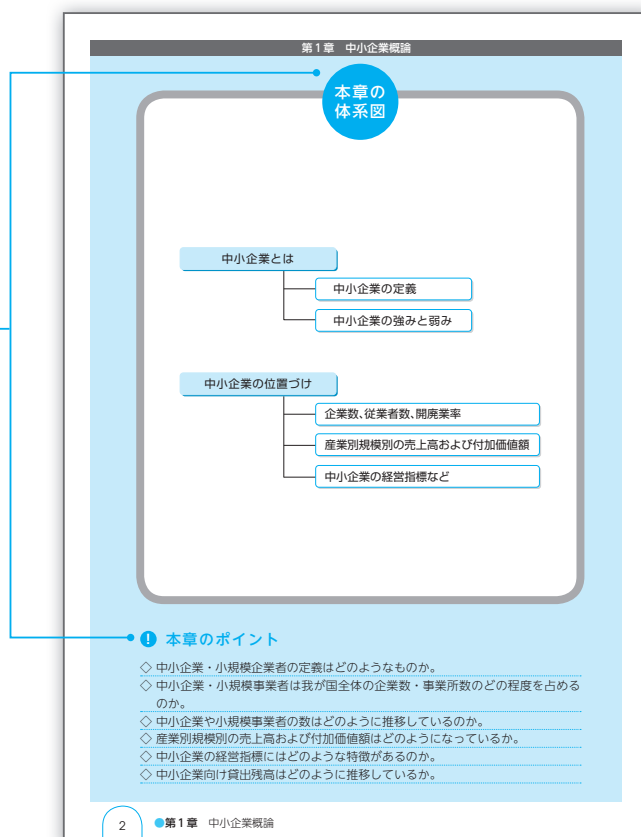
1. 全体像の把握：「科目全体の体系図」「本章の体系図」「本章のポイント」
2. インプット学習：「本文」
3. 本試験との関係確認：「設例」「出題領域表」

1. 全体像の把握

テキストの巻頭には「科目全体の体系図」を掲載しています。科目の学習に入る前に、まずこの体系図をじっくりと見てください。知らない単語・語句等もあると思いますが、この段階では「何を学ぼうとしているのか」を把握することが重要です。

また、各章の冒頭には「本章の体系図」を掲載しています。これから学習する内容の概略を把握してから、学習に入るようにしましょう。「本章の体系図」は、「科目全体の体系図」とリンクしていますので、科目全体のなかでの位置づけも確認してください。

まず、全体像を把握。



2. インプット学習

テキスト本文において、特に重要な語句については**太字**で表示しています。また、語句の定義を説明する部分については、色文字で表示をしています。復習時にサブノートやカードをつくる方は、これらの語句・説明部分を中心に行うとよいでしょう。

出題可能性や内容面など特に重要と考えられる箇所を示しています。

語句の定義を色文字で説明しています。

過去5年間における本試験（第1次試験）の出題実績です。

重要な語句は太字で表示しています。

中小企業関連税制

中小企業に対する税制にはさまざまなものがあるが、ここでは代表的なものを学習する。

①▶ **青色申告制度**.....

青色申告制度は、会計取引を正味の簿記の原則（複式簿記）に従い会計帳簿に記入し、その帳簿に基づき税務申告をする者に対して、税法上の特典を与える制度をいう。個人事業者では、青色申告特別控除、青色事業専従者給与控除といった特典が用意されている。

②▶ **中小企業に適用される税制**.....

中小企業（中小法人）の範囲

法人税法では、**資本金1億円以下**の企業を中小企業（中小法人）としている。中小企業基本法と異なり、業種区分や従業員基準はない。

図表 [2-2-9] 中小企業（中小法人）の範囲

業種区分	法人税法における定義	中小企業基本法の定義
製造業、建設業、運輸業など	資本金1億円以下	資本金3億円以下または従業員数300人以下
卸売業		資本金1億円以下または従業員数100人以下
小売業、飲食店		資本金5千万円以下または従業員数50人以下
サービス業		資本金5千万円以下または従業員数100人以下

内容

① **対象**

業種や従業員数にかかわらず、資本金1億円以下の法人等（ただし、大法人（資本金等が5億円以上の法人）の100%子会社等は対象外）。なお、中小企業等協同組合については資本金額にかかわらず（一部例外あり）、軽減税率の対象となる。

② **措置内容**

1) ①支出した**交際費**等の年800万円までの**全額**、②支出した**接待飲食費**の**50%**（上限なし）のどちらかを選択して損金算入可能（令和6年3月31日までの期限措置）。

216 ●第2章 中小企業施策

3. 本試験との関係確認

テキスト本文の欄外にある **R元 6** という表示は、令和元年度第1次試験第6問において、テキスト該当箇所の論点もしくは類似論点が出題されているということを意味しています。本試験ではどのように出題されているのか、テキスト掲載の **設例** や過去問題集等で確認してみましょう。

設例

文中の下線部②（注：基本方針のこと）は中小企業基本法の第5条に記されている。これに関して、最も不適切なものはどれか。〔R元-13（設問2）〕

ア 経営の革新及び創業の促進を図ること
 イ 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化を図ること
 ウ 地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ること
 エ 中小企業の経営基盤の強化を図ること

解答 ウ

中小企業基本法の基本方針は、①経営の革新および創業の促進ならびに創造的な事業活動の促進、②中小企業の経営基盤の強化、③経済的社会的環境の変化への適応の円滑化、④資金供給の円滑化および自己資本の充実の4つである。

参考

中小企業基本法第5条の基本方針の条文は以下のとおりである。

- 一 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
- 二 中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- 三 経済的社会的環境の変化に即応し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること。
- 四 中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ること。

※ 下線部が、令和4年度第18問（設問3）で出題された。

R4 18 ④ ▶ 中小企業者の範囲……………

R3 19 中小企業者の範囲は、図表2-1-3のように、中小企業基本法第2条において業種ごとに資本金額、従業員数が**定量的**に決められている。**資本金額**または**従業員数**の**どちらか**の条件が満たされていれば、中小企業者に該当する。

本試験ではどのように問われるのか確認しましょう。（過去問の表示がないものはTACのオリジナル問題です）

適宜、補足 参考
 など、補足的な解説を載せています。

196 ●第1章 中小企業政策の基本

また、巻末の「**出題領域表**」は、本書の章立てに合わせて出題論点を一覧表にしたものです。頻出の論点がひと目でわかるので、効率的な学習が可能です。

出題領域表

第1編 中小企業経営

		H30	R元
第1章	中小企業とは	小規模企業と中規模企業の企業数・従業員数、全企業数・従業員数総数に占める中小企業の構成比の推移	業種別の中小企業の付加価値比率
	中小企業の位置づけ	各産業の付加価値総額に占める中小企業の構成比、業種別売上高経常利益率・自己資本比率	金融機関別中小企業向け貸出残高の推移
第2章	中小企業白書第1部	中小企業の状況、中小企業の設備投資の推移、企業規模別従業員数・一者当たり従業員数の変化、開業率の推移、業種別開業率	企業規模別企業数の比較、業種別企業数の推移、常用雇用者数別、設立年別の企業数の分布、常用雇用者規模別の「1984年以前」設立企業数の変化
		起業希望者と起業家の男女別の構成の推移、起業家に占める「60歳以上」の割合の推移、起業家が行った企業数と事業	わが国の生産年齢人口の推移、従業員規模別・業種別の人材の未充足率、実施したOJT・JTの内容、企業規模別の人材育成・能力開発を行う際の課題

中小企業診断士試験の概要

中小企業診断士試験は、「第1次試験」と「第2次試験」の2段階で行われます。

第1次試験は、企業経営やコンサルティングに関する基本的な知識を問う試験であり、年齢や学歴などによる制限はなく、誰でも受験することができます。第1次試験に合格すると、第2次試験へと進みます。この第2次試験は、企業の問題点や改善点などに関して解答を行う記述式試験（筆記試験）と、面接試験（口述試験）で行われます。

それぞれの試験概要は、以下のとおりです（令和4年度現在）。

第1次試験

【試験科目・形式】 7科目（8教科）・択一マークシート形式（四肢または五肢択一）

		試験科目	試験時間	配点
第1日目	午前	経済学・経済政策	60分	100点
		財務・会計	60分	100点
	午後	企業経営理論	90分	100点
		運営管理（オペレーション・マネジメント）	90分	100点
第2日目	午前	経営法務	60分	100点
		経営情報システム	60分	100点
	午後	中小企業経営・中小企業政策	90分	100点

※中小企業経営と中小企業政策は、90分間で両方の教科を解答します。

※公認会計士や税理士といった資格試験の合格者については、申請により試験科目の一部免除が認められています。

【受験資格】

年齢・学歴による制限なし

【実施地区】

札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡・那覇

【合格基準】

(1)総点数による基準

総点数の60%以上であって、かつ1科目でも満点の40%未満のないことを基準とし、試験委員会が相当と認めた得点比率とする。

(2)科目ごとによる基準

満点の60%を基準とし、試験委員会が相当と認めた得点比率とする。

※一部の科目のみに合格した場合には、翌年度および翌々年度の、第1次試験受験の際に、申請により当該科目が免除されます（合格実績は最初の年を含めて、3年間有効となる）。

※最終的に、7科目すべての科目に合格すれば、第1次試験合格となり、第2次試験を受験することができます。

【試験案内・申込書類の配布期間、申込手続き】

例年5月中旬から6月上旬（令和4年度は4/28～5/31）

【試験日】 例年8月上旬の土日2日間（令和4年度は8/6・7）

【合格発表】 例年9月上旬（令和4年度は9/6）

【合格の有効期間】

第1次試験合格（全科目合格）の有効期間は2年間（翌年度まで）有効。

第1次試験合格までの、科目合格の有効期間は3年間（翌々年度まで）有効。

！ 第1次試験のポイント

- ①全7科目（8教科）を2日間で実施する試験である
- ②科目合格制が採られており基本的な受験スタイルとしては7科目一括合格を目指す、必ずしもそうでなくてもよい（ただし、科目合格には期限がある）

第2次試験《筆記試験》

【試験科目】 4科目・各設問15～200文字程度の記述式

試験科目		試験時間	配点
午前	中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅰ	80分	100点
	中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅱ	80分	100点
午後	中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅲ	80分	100点
	中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅳ	80分	100点

【受験資格】

第1次試験合格者

※第1次試験全科目合格年度とその翌年度に限り有効です。

※平成12年度以前の第1次試験合格者で、平成13年度以降の第2次試験を受験していない場合は、1回に限り有効です。

【実施地区】

札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡

【試験案内・申込書類の配布期間、申込手続き】

例年8月下旬から9月中旬（令和4年度は8/26～9/22）

【試験日】 例年10月下旬の日曜日（令和4年度は10/30）

【合格発表】 例年12月上旬（令和4年度は令和5年1/12）

※筆記試験に合格すると、口述試験を受験することができます。

※口述試験を受ける資格は当該年度のみ有効です（翌年への持ち越しはできません）。

第2次試験《口述試験》

【試験科目】 筆記試験の出題内容をもとに4～5問出題（10分程度の面接）

【試験日】 例年12月中旬の日曜日（令和4年度は令和5年1/22）

【合格発表】 例年12月下旬（令和4年度は令和5年2/1）

！ 第2次試験のポイント

- ①筆記試験と口述試験の2段階方式で行われる
- ②基本的な学習内容としては1次試験の延長線上にあるが、より実務的な事例による出題となる

〔備考〕実務補習について

中小企業診断士の登録にあたっては、第2次試験に合格後3年以内に、「診断実務に15日以上従事」するか、「実務補習を15日以上受ける」ことが必要となります。

この診断実務への従事、または実務補習を修了し、経済産業省に登録申請することで、中小企業診断士として登録証の交付を受けることができます。

中小企業診断士試験に関するお問合せは

一般社団法人 中小企業診断協会（試験係）

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-11 銀松ビル5階

ホームページ <https://www.j-smeca.jp/>

TEL 03-3563-0851 FAX 03-3567-5927

中小企業経営・政策を学習するにあたってのポイント

＜中小企業経営＞

中小企業経営は、過去の本試験を分析すると、中小企業白書からの出題が8～9割程度を占め、前年版（2023年合格目標であれば2022年版）からの出題となっております。したがって、何を差し置いても中小企業白書（前年版）の学習が欠かせないことになります。

中小企業白書（および小規模企業白書）は、統計調査（2次データ）の図表からの出題が中心となります。図表については細かい数値も多く、特に初学者の方にとっては覚えにくいかもしれませんが、学習の初期段階では気にする必要はありません。「増加・減少」「横ばい」「上昇・低下」といった、大まかな傾向を把握することに努めてください。

また、規模別の特徴（大企業・中小企業・小規模事業者の比較）や業種別の特徴（製造業・卸売業・小売業・サービス業等の比較）もよく問われますので、比較する意識をもつと効果的でしょう。

なお、アンケート調査（1次データ）については、細かい数値が問われることはありません。最も多い項目を中心に覚えると効果的です。

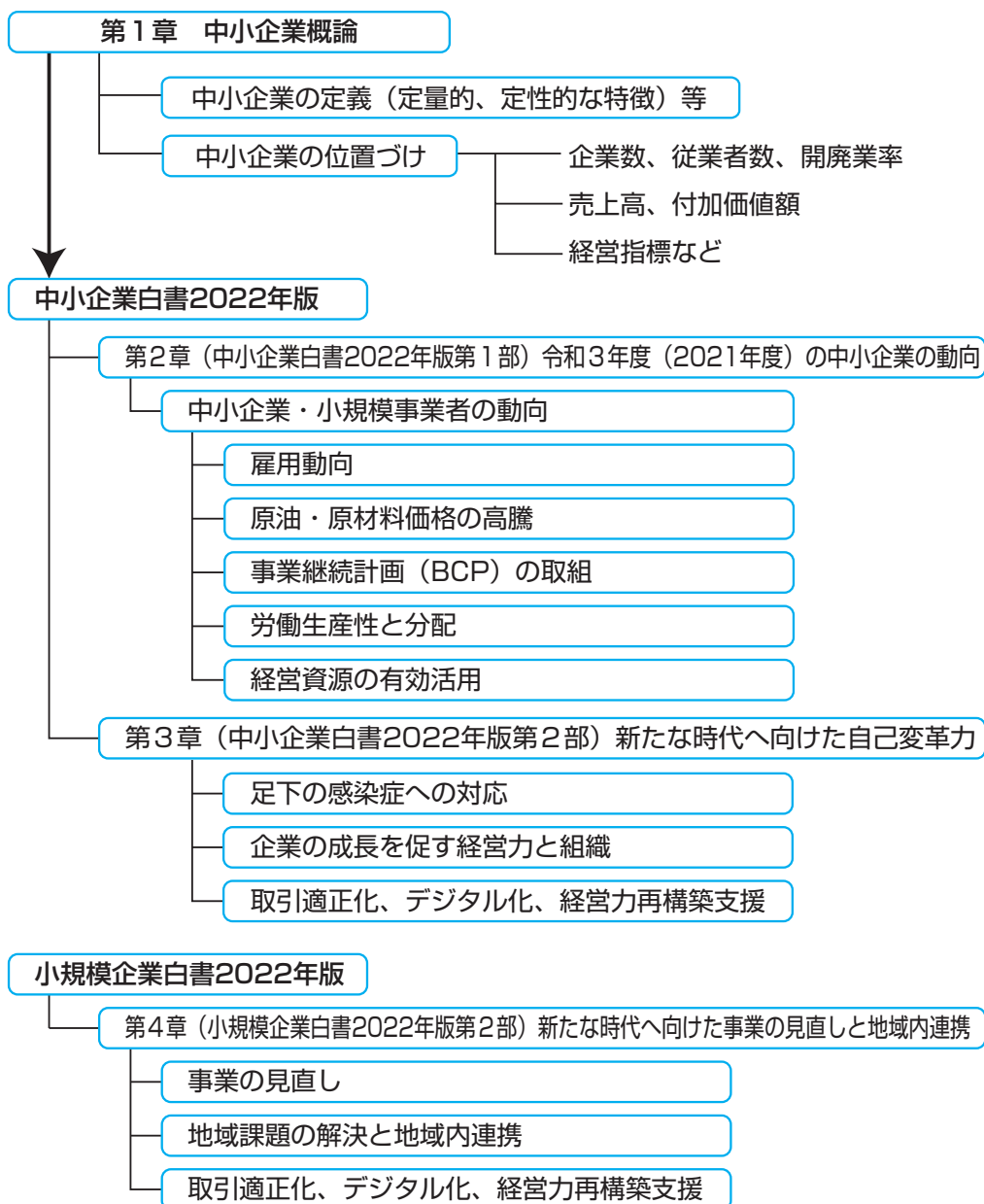
＜中小企業政策＞

中小企業政策は、中小企業基本法や中小企業等経営強化法など、頻出論点をはつきりしています。本テキストの欄外の過去問表示や、巻末の出題領域表を参考に、頻出論点から優先的に取り組んでください。極端に言えば、過去5年間で1度も出題されていない施策は、学習時間が確保できなければ捨てても構いません。メリハリを意識して学習すると効果的です。

また、施策は、大きく分けると「法律」と「事業（制度）」に分かれます。前者は、本テキストにスキームが記載されているものは、優先的にスキームを覚えてください。後者は、「誰が（実施機関）」、「誰に（支援対象）」、「何を（補助金、融資、信用保証等）」、「どのように（貸付条件等）」、「何の目的で（資金調達、新事業活動促進等）」といった観点を意識して学習すると効果的です。

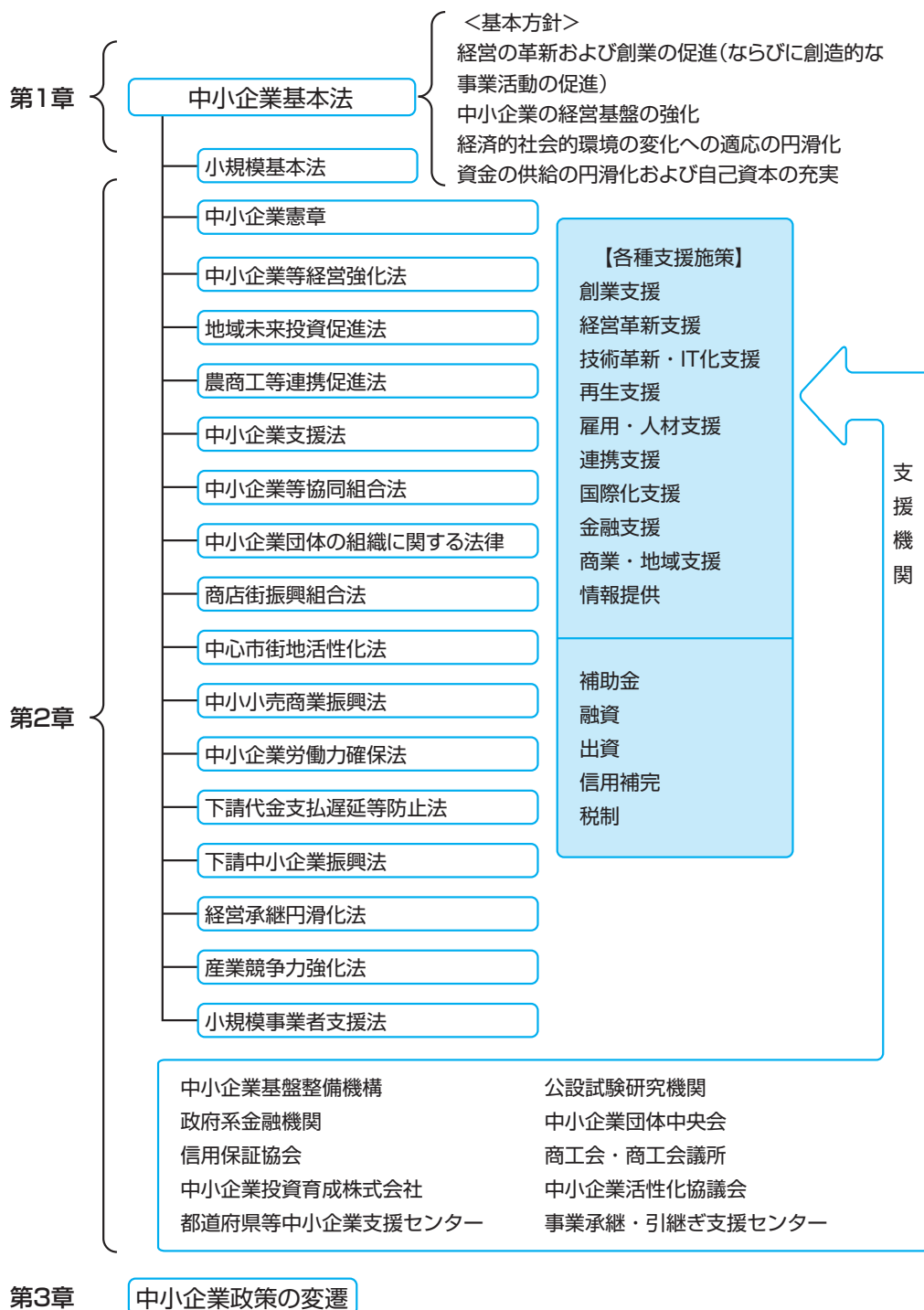
中小企業経営・政策 体系図

第1編 中小企業経営



※小規模企業白書2022年版第1部は、中小企業白書2022年版第1部と同じ内容です。

第2編 中小企業政策



C O N T E N T S

第1編 中小企業経営

第1章 中小企業概論

1	中小企業とは	3
1	中小企業の定義	3
2	中小企業の強みと弱み	5
2	中小企業の位置づけ	7
1	企業数、従業者数	7
2	開廃業率	13
3	産業別規模別売上高および付加価値額	14
4	中小企業の経営指標	18
5	金融機関別中小企業向け貸出残高	21

第2章 中小企業白書2022年版第1部
令和3年度（2021年度）の中小企業の動向

1	中小企業・小規模事業者の動向	25
1	我が国経済の現状	25
2	中小企業・小規模事業者の現状	28
3	雇用の動向	48
4	原油・原材料価格の高騰	56
5	事業継続計画（BCP）の取組	60
6	労働生産性と分配	63
7	経営資源の有効活用	67

第3章 中小企業白書2022年版第2部
新たな時代へ向けた自己変革力

1	中小企業における足下の感染症への対応	79
1	感染症がもたらした企業業績への影響	79
2	キャッシュレスが生み出した付加価値の例	82
3	感染症下の中小企業政策	83
4	感染症下の事業再構築	84
2	企業の成長を促す経営力と組織	89
1	ブランドの構築・維持に向けた取組	89

❷ 人的資本への投資と組織の柔軟性、外部人材の活用	99
❸ 中小企業経営者の経営力を高める取組	117
❹ 中小企業が対応を迫られる外部環境	130
3 共通基盤としての取引適正化とデジタル化、経営力再構築伴走支援	145
❶ 取引適正化と企業間取引	145
❷ 中小企業におけるデジタル化とデータ利活用	148
❸ 経営力再構築伴走支援などの中小企業に対する支援の在り方	162

第4章 小規模企業白書2022年版第2部 新たな時代へ向けた事業の見直しと地域内連携

1 小規模事業者の事業見直し	167
❶ 現下の事業見直し	167
❷ 持続的な成長を見据えた中長期的な事業見直し	174
❸ 支援機関の活用	180
2 地域課題の解決と地域内連携	181
❶ 小規模事業者による地域課題の取組	181
❷ 地域の持続的な成長に向けた連携の方向性	184
3 共通基盤としての取引適正化とデジタル化、経営力再構築伴走支援	186
❶ 小規模事業者におけるデジタル化とデータ利活用	186

第2編 中小企業政策

第1章 中小企業政策の基本

1	中小企業基本法	193
1	中小企業基本法の概要	193
2	小規模企業活性化法（通称）	199
2	小規模基本法（小規模企業振興基本法）	202
1	概 要	202
2	基本方針	202
3	基本計画（小規模企業振興基本計画）	203
3	中小企業憲章	205
1	基本理念	205
2	基本原則、行動指針	205

第2章 中小企業施策

1	資金供給の円滑化および自己資本の充実	209
1	資金供給の円滑化・多様化	209
2	自己資本の充実	214
3	中小企業関連税制	216
2	中小企業等経営強化法に基づく支援	221
1	中小企業等経営強化法の概要	221
2	創業支援	222
3	経営革新支援	222
4	経営力向上支援	227
5	事業継続力強化支援	230
3	地域未来投資促進法に基づく支援	233
1	目 的	233
2	内 容	233
4	農商工等連携促進法に基づく支援	235
1	概 要	235
2	対象および計画	235
5	経営基盤の強化	237
1	経営資源の確保	237
2	連携・共同化の推進	243
3	中心市街地活性化法（中心市街地の活性化に関する法律）	250
4	中小商業の振興	251
5	労働対策	253

⑥ 下請取引の適正化・下請中小企業の振興	253
6 環境変化への対応	259
① 経営安定対策	259
7 中小企業の事業承継および再生支援	262
① 経営承継円滑化法に基づく事業承継支援	262
② その他の事業承継支援	265
③ 産業競争力強化法に基づく再生支援	267
④ その他の再生支援	267
8 小規模企業対策	269
① 小規模事業者支援法	269
② 小規模企業共済制度	270
③ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	273
④ 小規模事業者持続化補助金	275

第3章 中小企業政策の変遷

1 中小企業政策の変遷	279
① 中小企業政策の変遷の概要	279
② 主要な法律の制定年等	280
③ 中小企業政策の変遷	281
 出題領域表	 286
 参考文献一覧	 292
 索引	 293

中小企業経営

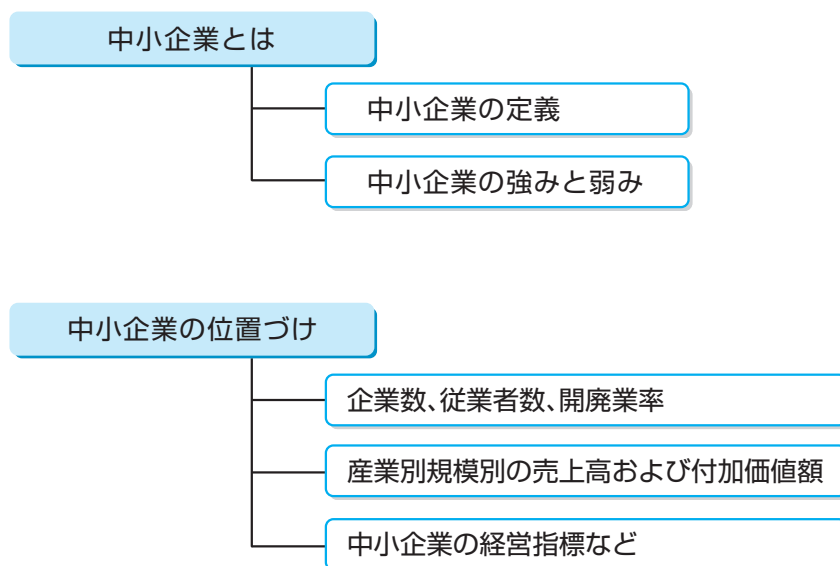
第1編

第1章

中小企業概論

Registered Management Consultant

本章の 体系図



！ 本章のポイント

- ◇ 中小企業・小規模企業者の定義はどのようなものか。
- ◇ 中小企業・小規模事業者は我が国全体の企業数・事業所数のどの程度を占めるのか。
- ◇ 中小企業や小規模事業者の数はどのように推移しているのか。
- ◇ 産業別規模別の売上高および付加価値額はどのようにになっているか。
- ◇ 中小企業の経営指標にはどのような特徴があるのか。
- ◇ 中小企業向け貸出残高はどのように推移しているか。

1 中小企業とは

中小企業の経営特性を理解するうえでは、まず中小企業とはどのような企業であるのかを知る必要がある。国の政策の対象となる中小企業の範囲は、中小企業基本法の定義により定量的に定められている。また、中小企業には、定性的な特徴が見られる。よって、中小企業の類型、中小企業の強みと弱みを整理することで、中小企業の本質を理解する。

1 中小企業の定義



中小企業の範囲を規定する場合、我が国では、中小企業基本法第2条第1項において、**資本金規模**、**従業員規模**を基準として大企業との定量的な区分がされている。また、法的な定義ではないが、定性的な中小企業の特徴を見ることで、中小企業とはどのような企業かが理解できる。

①▶ 中小企業基本法による定量的な定義.....

中小企業基本法では、中小企業の定義を業種別に図表1-1-1のように**資本金額**と**従業員数**の基準を定めている。

図表 [1-1-1] 中小企業基本法による中小企業の定義

	現在の定義
製造業、建設業、運輸業など	資本金 3 億円以下 <u>または</u> 従業員数 300 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下 <u>または</u> 従業員数 100 人以下
小売業、飲食店	資本金 5 千万円以下 <u>または</u> 従業員数 50 人以下
サービス業	資本金 5 千万円以下 <u>または</u> 従業員数 100 人以下

なお、中小企業基本法では、**小規模企業者**を、常時使用する従業員の数が20人以下（商業（卸売業、小売業、飲食店）・サービス業は5人以下）の事業者と定義している。中小企業と異なり、**従業員数のみ**で判断する（資本金額は考慮しない）。

2 ▶ 中小企業の定性的な特徴.....

中小企業の定性的な特徴は、大企業と比較した相対的なものであり、すべての中小企業にあてはまるとはいえないが、次のようなものがある。

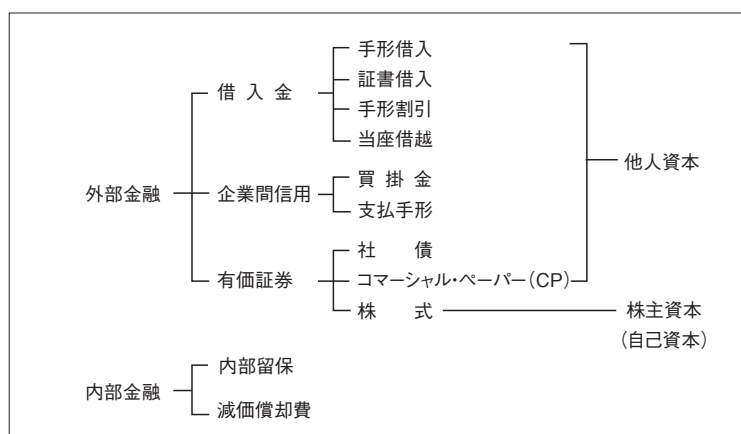
1 所有と経営の非分離

所有と経営の分離は、株式会社の特徴のひとつである。しかしながら、中小企業においては、株式会社形態を採っていても、少数の株主が株式を所有しており、さらにその株主が経営者となって経営を行っている場合が多い。

2 資金調達の非公開性

事業規模の小さい中小企業は、証券市場への上場基準を満たさない企業が多く、直接金融（株式や社債の発行など）の面で不利である。

図表 [1-1-2] 企業の資金調達の方法



(出所：小川正博他著『21世紀中小企業論（第4版）』有斐閣、2022年、p.289)

3 事業活動の地域性

大企業に比べ、活動範囲（地域）が比較的狭い範囲に限定されている。

4 特徴的な存立分野

中小規模の企業であるがゆえに、規模の経済性が大きく作用する分野には参入がきわめて困難である。最低必要資本量が少額で済み、需要が小さく、または需要が均質化せず、多様で変化が激しい分野ほど、規模の経済性が働きにくく、中小企業の参入や存立が可能となる。

大企業の下請や部品加工を行う電子部品・機械・金属関連、地場産業に多い食料品、衣料、家具などの分野に中小企業が多く存立している。

特に、家族労働中心で事業主とその家族の生活基盤の維持に重点を置くものを生

業的経営という。

5 経営者への高依存度

企業としての規模が小さいため、階層的な管理組織を作る必要性が低い。そして、階層的な組織でないために、中小企業では経営者の裁量の余地が大きく、環境変化への対応の意思決定を経営者に大きく依存することになる。

6 従業員の役割の増大

中小企業は使用できる資本が少ないため、雇用できる従業者数にも限界がある。そのため、中小企業で働く従業者は、特定の業務に専門化することができず、周辺の・関連的業務も含めて多能化することになる。

7 外部経営資源への高依存度

規模が小さい中小企業は中核的な機能に専門化し、補完的な業務を内部化することは困難なため外部経営資源に大きく依存する。しかし、経済環境の変化が激しい分野では、補完的な業務を内部化するより外部に依存したほうがむしろ有利になる。

8 擬似資本

我が国の中小企業金融の特徴として**擬似資本**が多いことがあげられる。擬似資本とは、**金融機関からの借入金の一部の借換え等により、実質的に返済資金を調達する必要がなく中小企業にとって資本的性格を有する資金のこと**であり、中小企業の自己資本を補完しているといわれている。

2 中小企業の強みと弱み

中小企業は規模が小さいということから、弱さや不完全さのイメージをもつかもしれないが、同時に大企業にない強みももっている。

1▶ 中小企業の強み.....

中小企業の強みとしては以下のようなものがある。

1 意思決定の迅速性

中小企業の特長として、オーナー経営者が多いため、意思決定に対する他からの制約が少なく、**意思決定を大胆に、迅速に行うことができる。**

2 企業内のコミュニケーションの緊密性

規模が小さいことから、経営トップと従業員、従業員間の人間関係が密であり、**意思の疎通がスムーズである。**

②▶中小企業の弱み.....

中小企業の弱みは、なんといっても**経営資源の質・量が不十分**なことである。それにより、直接金融による資金調達の困難性と借入金依存度の高さ、人材確保の困難、情報収集力の弱さ、後継者難などの弱みがある。

設 例



中小企業経営の共通の特質として、最も不適切なものはどれか。

[H21-11改題 ア～ウ、オ省略]

エ 人的資源の不足を補うため、階層的な管理組織を形成する必要性が高い。

解 答 エ

中小企業は規模が小さく階層的な管理組織を作る必要性が低いため、誤りである。

2

中小企業の位置づけ

中小企業が、我が国の経済・産業に与える影響には大きなものがある。その影響力を企業数、従業者数、経営指標などの各種統計資料により概観していく。試験対策としては、特徴的な傾向を覚えればよく、すべての数値を覚える必要はない。

1 企業数、従業者数



1▶ 企業数 (2016年).....

中小企業数は約360万者で、全企業数の**99.7%**を占めている（大企業は0.3%しかない）。その他のポイントは以下のとおりである（図表1-1-3参照）。

R2 2

R元 4

H30 2

<中小企業>

- ① 最も多い業種は「**小売業**」である。
- ② 業種別に多い順に並べると、「**小売業**」⇒「**宿泊業、飲食サービス業**」⇒「**建設業**」⇒「**製造業**」となる。

<小規模企業>

- ① 小規模企業数は約300万者で、全企業数の**84.9%**（**8割強**）を占めている。
- ② 業種別に多い順に並べると、「**小売業**」⇒「**宿泊業、飲食サービス業**」⇒「**建設業**」⇒「**生活関連サービス業、娯楽業**」となる。

設 例



総務省・経済産業省「平成28年経済センサス－活動調査」に基づき、産業別に中小企業数を比較した場合、多いものから少ないものへと並べた組み合わせとして、最も適切なものを下記の解答群から選べ。ここで企業数は会社数と個人事業所の合計とする。〔H26－2改題〕

a 建設業 b 製造業 c 小売業

〔解答群〕

- | | | | | | |
|---|-------|---|-------|---|-------|
| ア | a 建設業 | － | b 製造業 | － | c 小売業 |
| イ | a 建設業 | － | c 小売業 | － | b 製造業 |
| ウ | b 製造業 | － | a 建設業 | － | c 小売業 |
| エ | b 製造業 | － | c 小売業 | － | a 建設業 |
| オ | c 小売業 | － | a 建設業 | － | b 製造業 |

解 答 オ

中小企業・小規模企業を問わず、企業数が最も多いのは小売業である。
それさえ知っていれば、ピンポイントでオを選べる。

図表 [1-1-3] 産業別規模別企業数 (民営、非一次産業、2012年、2014年、2016年)

(1) 企業数(会社数+個人事業者数)

産 業		中小企業				
		うち小規模企業				
年		企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)	
鉱業、採石業、砂利採取業		2012	1,676	99.9	1,489	88.7
		2014	1,454	99.7	1,284	88.1
		2016	1,310	99.7	1,138	86.6
建設業		2012	467,119	99.9	448,293	95.9
		2014	455,269	99.9	435,110	95.5
		2016	③430,727	99.9	③410,820	95.3
製造業		2012	429,468	99.5	373,766	86.6
		2014	413,339	99.5	358,769	86.4
		2016	④380,517	99.5	327,617	85.7
電気・ガス・熱供給・水道業		2012	657	96.1	410	59.9
		2014	1,000	97.2	708	68.8
		2016	975	96.9	699	69.5
情報通信業		2012	44,332	98.9	29,558	65.9
		2014	45,254	98.8	29,993	65.5
		2016	42,454	98.7	27,782	64.6
運輸業、郵便業		2012	74,316	99.7	55,287	74.2
		2014	73,136	99.7	53,255	72.6
		2016	67,220	99.7	48,326	71.6
卸売業、小売業	卸売業・小売業計	2012	919,671	99.6	751,845	81.4
		2014	896,102	99.5	712,939	79.2
		2016	831,058	99.5	659,141	78.9
	卸売業	2012	225,599	99.3	163,713	72.1
		2014	227,908	99.3	162,533	70.8
		2016	207,986	99.3	146,481	69.9
	小売業	2012	694,072	99.7	588,132	84.4
		2014	668,194	99.6	550,406	82.1
		2016	①623,072	99.6	①512,660	81.9
金融業、保険業		2012	30,184	99.2	29,187	95.9
		2014	29,959	99.1	28,821	95.4
		2016	27,338	99.0	26,180	94.8
不動産業、物品賃貸業		2012	325,803	99.9	318,962	97.8
		2014	319,221	99.9	311,568	97.5
		2016	299,961	99.9	292,610	97.4
学術研究、専門・技術サービス業		2012	185,730	99.7	159,400	85.6
		2014	188,455	99.7	160,861	85.1
		2016	181,763	99.6	154,892	84.9
宿泊業、飲食サービス業		2012	543,543	99.9	475,183	87.3
		2014	544,281	99.9	464,989	85.3
		2016	②509,698	99.9	②435,199	85.3
生活関連サービス業、娯楽業		2012	383,059	99.9	357,806	93.3
		2014	382,304	99.9	353,250	92.3
		2016	363,009	99.8	④337,843	92.9
教育、学習支援業		2012	103,867	99.9	92,619	89.1
		2014	107,479	99.9	94,409	87.7
		2016	101,663	99.9	88,993	87.4

産業		中小企業			
				うち小規模企業	
年	企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)	
医療、福祉	2012	195,088	99.9	140,484	71.9
	2014	210,326	99.9	146,427	69.5
	2016	207,043	99.9	143,291	69.1
複合サービス事業	2012	3,476	100.0	3,461	99.5
	2014	3,492	100.0	3,478	99.6
	2016	3,375	100.0	3,360	99.5
サービス業（他に分類されないもの）	2012	144,945	99.4	105,064	72.0
	2014	138,157	99.3	96,393	69.3
	2016	130,065	99.2	90,499	69.0
非1次産業計	2012	3,852,934	99.7	3,342,814	86.5
	2014	3,809,228	99.7	3,252,254	85.1
	2016	3,578,176	99.7	3,048,390	84.9

資料：総務省「平成26年経済センサス基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス活動調査」再編加工

- (注) 1. 数値は、2012年は2012年2月時点、2014年は2014年7月時点、2016年は2016年6月時点のものである。
 2. 会社以外の法人および農林漁業は含まれていない。
 3. 企業の規模区分については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）による。
 4. 3.の条件の区分では、中小企業基本法以外の中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の数が反映されている。
 5. 小規模企業の構成比は全企業数に占める割合とする。
 6. 産業分類は、2013年10月改訂のものに従っている。

（『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p.Ⅲ-10、13をもとに作成）

②▶企業数（2012年、2014年、2016年の推移）……………

R元 1

H30 2

「非1次産業計」の企業数は、中小企業・小規模企業ともに、2012年、2014年、2016年の間、一貫して**減少**している。以下、ポイントを記す（図表1-1-3参照）。

<中小企業>

- ① 2012年、2014年、2016年の間、一貫して**増加**している業種はない。
- ② 2012年と2016年を比較して**増加**しているのは「医療、福祉」と「電気・ガス・熱供給・水道業」である。
- ③ 2012年、2014年、2016年の間、一貫して**減少**しているのは「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）」である。

<小規模企業>

- ① 2012年、2014年、2016年の間、一貫して**増加**している業種はない（中小企業と同じ）。
- ② 2012年と2016年を比較して**増加**しているのは「医療、福祉」と「電気・ガス・熱供給・水道業」である（中小企業と同じ）。
- ③ 2012年、2014年、2016年の間、一貫して**減少**しているのは「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に加えて（ここまでは中小企業と同じ）、

「卸売業」、「宿泊業、飲食サービス業」となっている。

R4 1

③▶従業員数（2016年）.....

R2 1

H30 2

中小企業の従業員数は約3,200万人で、総数の68.8%（約7割）、小規模企業の従業員数は約1,000万人で、総数の22.3%（約2割）となっている。その他のポイントは以下のとおりである（図表1-1-4参照）。

<中小企業>

- ① 従業員の数が多い順に並べると、「**製造業**」⇒「**小売業**」⇒「**宿泊業、飲食サービス業**」⇒「**建設業**」となる。
- ② 構成比（その業種における従業員総数合計に占める中小企業の従業員総数の割合のこと）は、「**医療、福祉**」が最も高く、次いで「**建設業**」が高い。

なお、過去に都道府県別（東京、愛知、大阪）の「会社（の常用雇用者数）と個人事業所の従業員総数に占める中小企業の割合」が問われたことがあるが、図表1-1-5に見るように、愛知県→大阪府→東京都という順番が正解となる（小規模企業でも同じ順番である）。47都道府県において、中小企業の割合が**最も低いのは東京都**である（小規模企業でも東京都が最も低い）。

<小規模企業>

- ① 従業員の数が多い順に並べると、「**建設業**」⇒「**製造業**」⇒「**小売業**」⇒「**宿泊業、飲食サービス業**」となる。
- ② 構成比（その業種における従業員総数合計に占める小規模企業の従業員総数の割合のこと）は、「**建設業**」が最も高く、次いで「**不動産業、物品賃貸業**」が高い。

<補足>

小規模企業を問われた場合、建設業の位置づけが高くなると考えればよい。

図表

[1-1-4] 産業別規模別従業者数

(民営、非一次産業、2012年、2014年、2016年)

(1) 企業ベース (会社および個人の従業者総数)

		中小企業				
				うち小規模企業		
産 業		年	従業者総数（人）	構成比（％）	従業者総数（人）	構成比（％）
鉱業、採石業、砂利採取業		2012	20,303	91.8	10,807	48.9
		2014	18,168	85.2	9,423	44.2
		2016	17,024	83.4	8,678	42.5
建設業		2012	3,398,423	89.1	2,338,163	61.3
		2014	3,390,493	89.2	2,237,415	58.8
		2016	④3,244,169	②88.6	①2,107,520	①57.5
製造業		2012	6,550,429	65.6	2,130,081	21.3
		2014	6,486,389	66.4	1,998,167	20.5
		2016	①6,202,447	65.3	②1,838,047	19.4
電気・ガス・熱供給・水道業		2012	29,502	14.9	3,432	1.7
		2014	34,590	17.3	4,608	2.3
		2016	38,689	20.3	4,615	2.4
情報通信業		2012	961,057	63.4	113,956	7.5
		2014	979,521	62.8	113,266	7.3
		2016	969,660	61.5	104,029	6.6
運輸業、郵便業		2012	2,172,982	68.8	387,135	12.3
		2014	2,284,186	73.5	380,199	12.2
		2016	2,216,062	73.9	346,779	11.6
卸売業、小売業	卸売業・小売業計	2012	6,911,424	66.1	2,191,498	21.0
		2014	7,303,086	66.5	2,008,511	18.3
		2016	6,952,779	65.0	1,824,332	17.0
	卸売業	2012	2,397,968	73.3	562,523	17.2
		2014	2,557,628	74.5	541,928	15.8
		2016	2,462,540	72.2	484,470	14.2
	小売業	2012	4,513,456	62.8	1,628,975	22.7
		2014	4,745,458	62.9	1,466,583	19.4
		2016	②4,490,239	61.6	③1,339,862	18.4
金融業、保険業		2012	200,011	16.4	110,336	9.1
		2014	222,123	17.9	112,145	9.0
		2016	213,887	16.9	104,591	8.3
不動産業、物品賃貸業		2012	1,162,155	84.4	789,931	57.4
		2014	1,209,578	84.0	772,029	53.6
		2016	1,164,919	82.2	718,118	②50.7
学術研究、専門・技術サービス業		2012	1,002,971	75.1	451,941	33.8
		2014	1,043,067	73.5	440,702	31.0
		2016	1,008,309	70.6	420,595	29.5
宿泊業、飲食サービス業		2012	3,463,871	71.7	1,504,546	31.1
		2014	3,801,986	73.4	1,394,749	26.9
		2016	③3,603,582	73.1	④1,283,663	26.0
生活関連サービス業、娯楽業		2012	1,836,429	81.1	833,626	36.8
		2014	1,923,886	82.2	800,893	34.2
		2016	1,772,497	80.3	747,774	33.9
教育、学習支援業		2012	544,758	82.4	209,656	31.7
		2014	603,498	84.1	205,170	28.6
		2016	565,763	82.4	185,818	27.1
医療、福祉		2012	1,425,122	88.4	470,131	29.2
		2014	1,687,240	89.9	471,474	25.1
		2016	1,666,393	①88.7	447,866	23.8
複合サービス事業		2012	9,589	5.8	9,047	5.4
		2014	9,450	2.3	9,067	2.2
		2016	9,478	2.3	9,334	2.2

		中小企業			
				うち小規模企業	
産 業	年	従業者総数（人）	構成比（％）	従業者総数（人）	構成比（％）
サービス業（他に分類されないもの）	2012	2,478,458	70.5	368,994	10.5
	2014	2,612,549	67.6	310,748	8.0
	2016	2,555,374	65.2	285,512	7.3
非１次産業計	2012	32,167,484	69.7	11,923,280	25.8
	2014	33,609,810	70.1	11,268,566	23.5
	2016	32,201,032	68.8	10,437,271	22.3

資料：総務省「平成26年経済センサス基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス活動調査」再編加工

- (注) 1. 数値は、2012年は2012年2月時点、2014年は2014年7月時点、2016年は2016年6月時点のものである。
2. 会社以外の法人および農林漁業は含まれていない。
3. 企業の規模区分については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）による。
4. 3.の条件の区分では、中小企業基本法以外の中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の数が反映されている。
5. 小規模企業の構成比は全企業数に占める割合とする。
6. 産業分類は、2013年10月改訂のものに従っている。

(『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p.Ⅲ-14、17をもとに作成)

図表 [1-1-5] 都道府県別（愛知県、大阪府、東京都）の従業者総数に占める中小企業・小規模企業の割合（2016年）

	中小企業	小規模企業
愛知県	70.8%	19.8%
大阪府	66.9%	19.4%
東京都	41.3%	8.8%

(『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p.Ⅲ-33～34をもとに作成)

H30 2 ④▶ 従業者数（2012年、2014年、2016年の推移）（図表1-1-4参照）…

<中小企業>

- ① 2012年、2014年、2016年の間、一貫して増加している業種は「電気・ガス・熱供給・水道業」のみである。
- ② 「非１次産業計」は、2012年から2014年にかけては増加していたが、2014年から2016年にかけては減少している。なお、2012年と2016年と比較すると増加している。
- ③ 2012年、2014年、2016年の間、一貫して減少しているのは「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」である。

<小規模企業>

- ① 2012年、2014年、2016年の間、一貫して増加しているのは「電気・ガス・熱供給・水道業」、「複合サービス事業」である。
- ② 「非１次産業計」は2012年、2014年、2016年の間、一貫して減少している。また、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業」、「小売業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス

業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「サービス業（他に分類されないもの）」も一貫して減少している。

2 開廃業率

開廃業率は、1989～1991年に廃業率が開業率を上回り、それ以降は一貫して廃業率が開業率を上回っている（開廃業率の逆転現象）（図表1-1-6参照）。なお、最も早く開廃業率が逆転したのは小売業である（1981～1986年）。

直近の2014～2016年でも、非1次産業全体では、開業率5.0%、廃業率7.6%と、廃業率が開業率を上回っている（図表1-1-6参照）。業種別に見ても、製造業、卸売業、小売業、サービス業いずれも、廃業率が開業率を上回っている（図表1-1-7参照）。

図表 [1-1-6] 業種別の開廃業率の推移（事業所ベース、年平均）

（単位：％）

年		69～72	72～75	75～78	78～81	81～86	86～89	89～91	91～94	94～96	96～99	99～01	01～04	04～06	06～09	09～12	12～14	14～16
非 1 次 産業全体	開業率	7.0	6.1	6.2	6.1	4.7	4.2	4.1	4.6	3.7	4.1	6.7	4.2	6.4	2.6	1.9	6.5	5.0
	廃業率	3.8	4.1	3.4	3.8	4.0	3.6	4.7	4.7	3.8	5.9	7.2	6.4	6.5	6.4	6.3	6.6	7.6
製造業	開業率	5.6	4.3	3.4	3.7	3.1	3.1	2.8	3.1	1.5	1.9	3.9	2.2	3.4	1.2	0.7	3.4	2.4
	廃業率	3.2	3.4	2.3	2.5	3.1	2.9	4.0	4.5	4.0	5.3	6.6	5.7	5.4	5.8	5.7	5.5	6.2
卸売業	開業率	8.1	8.0	6.8	6.4	5.1	4.8	3.2	5.0	3.3	4.9	6.6	3.9	5.6	2.1	1.3	6.2	4.4
	廃業率	3.8	5.3	3.7	3.8	3.7	4.1	3.2	5.0	5.3	7.4	7.5	7.0	6.4	6.6	5.9	6.8	7.1
小売業	開業率	4.9	4.3	4.8	4.4	3.4	3.1	2.8	3.9	3.6	4.3	6.1	3.9	5.7	2.3	2.2	6.4	5.5
	廃業率	3.3	3.6	3.2	4.0	4.0	3.4	6.4	4.3	4.6	6.8	7.2	6.7	6.8	7.1	6.6	7.7	8.3
サービス業	開業率	6.7	6.1	6.1	6.4	5.3	4.9	4.7	5.0	3.8	4.2	7.3	4.4	6.4	2.3	1.7	6.5	4.5
	廃業率	4.0	3.8	3.3	3.1	3.2	3.6	2.9	4.2	2.8	4.8	6.3	5.5	5.9	4.9	5.9	5.4	6.8

資料：総務省「事業所・企業統計調査」、総務省「平成21年、26年経済センサス基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス活動調査」

- （注）
1. 事業所を対象としており、支所や工場の開設・閉鎖、移転による開設・閉鎖を含む。
 2. 06年までは「事業所・企業統計調査」、09年以降は「経済センサス基礎調査」、「経済センサス活動調査」に基づく。ただし、「事業所・企業統計調査」は、91年までは「事業所統計調査」、89年は「事業所名簿整備」、94年は「事業所名簿整備調査」として行われた。
 3. 開業事業所の定義が異なるため、06～09年の数値は、過去の数値と単純に比較できない。また06～09年の数値については、開業事業所と廃業事業所の定義の違いにより、開業率と廃業率を単純に比較できない。
 4. 01～04年、04～06年、06～09年、09～12年、12年～14年、14～16年の「サービス業」は「サービス業（他に分類されないもの）」である。
 5. 01～04年、04～06年平均開廃業率は2002年3月改訂の日本標準産業分類に基づいて算出した。また、06～09年、09～12年の年平均開廃業率は2007年11月改訂の日本標準産業分類に、12～14年、14～16年の年平均開廃業率は2013年10月改訂の日本標準産業分類に基づいて算出した。

（『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p.III-46をもとに作成）

(単位：%)

	開 業 率	廃 業 率
非1次産業全体	5.0	7.6
製 造 業	④2.4	④6.2
卸 売 業	③4.4	②7.1
小 売 業	①5.5	①8.3
サービス業	②4.5	③6.8

(『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p.Ⅲ-46をもとに作成)

3 産業別規模別売上高および付加価値額

①▶産業別規模別売上高(民営、非一次産業、2011年、2013年、2015年)……

2015年の中小企業の売上高は約630兆円、小規模企業の売上高は約136兆円で、全売上高に占める割合は中小企業が**44.1%**、小規模企業が**9.5%**である。その他のポイントは以下のとおりである（図表1-1-8参照）。

<中小企業>

- ① 2015年における売上高は、多い順に、「**卸売業**」⇒「**製造業**」⇒「**建設業**」⇒「**小売業**」となっている。
- ② 2015年における構成比（その業種における全規模の売上高に占める中小企業の売上高の割合のこと）は、「**医療、福祉**」が最も高く、次いで「**鉱業、採石業、砂利採取業**」が高い。
- ③ 2011年、2013年、2015年の間、「非1次産業計」は一貫して**増加**している。

<小規模企業>

- ① 2015年における売上高は、多い順に、「**建設業**」⇒「**製造業**」⇒「**卸売業**」⇒「**小売業**」となっている。
- ② 2015年における構成比（その業種における全規模の売上高に占める小規模企業の売上高の割合のこと）は、「**鉱業、採石業、砂利採取業**」が最も高く、次いで「**建設業**」が高い。
- ③ 2011年、2013年、2015年の間、「非1次産業計」は一貫して**増加**している。

図表 [1-1-8] 産業別規模別売上高(民営、非一次産業、2011年、2013年、2015年)

(1) 企業ベース (会社および個人の売上高)

		中小企業				
		うち小規模企業				
産 業	年	売上高 (億円)	構成比 (%)	売上高 (億円)	構成比 (%)	
鉱業、採石業、砂利採取業	2011	4,787	68.6	1,824	26.1	
	2013	14,343	67.4	10,626	49.9	
	2015	14,262	②70.1	9,819	①48.2	
建設業	2011	581,465	69.9	299,745	36.0	
	2013	616,064	70.2	316,188	36.0	
	2015	③754,237	69.7	①360,908	②33.3	
製造業	2011	1,315,374	38.4	242,706	7.1	
	2013	1,250,933	36.1	222,207	6.4	
	2015	②1,494,508	37.8	②242,408	6.1	
電気・ガス・熱供給・水道業	2011	20,251	9.3	4,791	2.2	
	2013	22,890	8.9	3,180	1.2	
	2015	26,326	10.1	4,902	1.9	
情報通信業	2011	150,577	32.3	13,860	3.0	
	2013	145,751	31.0	13,940	3.0	
	2015	191,388	32.5	15,428	2.6	
運輸業、郵便業	2011	253,814	48.7	42,601	8.2	
	2013	264,291	50.0	43,537	8.2	
	2015	320,362	52.2	47,707	7.8	
卸売業、小売業	卸売業・小売業計	2011	1,871,059	46.7	327,303	8.2
		2013	1,933,274	47.2	311,176	7.6
		2015	2,261,548	46.8	335,762	7.0
	卸売業	2011	1,280,702	46.5	184,253	6.7
		2013	1,319,071	47.4	176,016	6.3
		2015	①1,556,623	46.9	③195,684	5.9
	小売業	2011	590,357	47.1	143,050	11.4
		2013	614,203	46.7	135,160	10.3
		2015	④704,925	46.7	④140,078	9.3
金融業、保険業	2011	78,537	9.4	14,816	1.8	
	2013	86,007	10.8	29,330	3.7	
	2015	80,530	8.7	36,669	4.0	
不動産業、物品賃貸業	2011	192,510	57.1	92,714	27.5	
	2013	187,946	55.2	92,442	27.2	
	2015	243,736	55.4	106,545	24.2	
学術研究、専門・技術サービス業	2011	120,403	46.3	34,165	13.1	
	2013	116,660	44.4	36,841	14.0	
	2015	159,533	42.0	49,192	13.0	
宿泊業、飲食サービス業	2011	126,942	64.6	41,478	21.1	
	2013	134,661	65.9	42,051	20.6	
	2015	164,551	65.3	44,324	17.6	
生活関連サービス業、娯楽業	2011	231,390	67.1	47,863	13.9	
	2013	215,101	63.7	45,199	13.4	
	2015	273,656	64.8	49,102	11.6	
教育、学習支援業	2011	17,971	66.5	3,771	14.0	
	2013	18,372	67.0	3,748	13.7	
	2015	22,146	68.9	3,918	12.2	
医療、福祉	2011	72,364	85.0	24,182	28.4	
	2013	77,996	88.1	25,324	28.6	
	2015	90,482	①86.1	26,607	25.3	
複合サービス事業	2011	425	3.4	259	2.1	
	2013	313	1.1	202	0.7	
	2015	301	1.0	192	0.6	

産業		中小企業			
				うち小規模企業	
年		売上高（億円）	構成比（％）	売上高（億円）	構成比（％）
サービス業（他に分類されないもの）	2011	150,271	60.3	24,763	9.9
	2013	149,297	58.8	22,560	8.9
	2015	192,565	56.5	25,602	7.5
非1次産業計	2011	5,188,141	43.9	1,216,840	10.3
	2013	5,233,899	43.4	1,218,549	10.1
	2015	6,290,133	44.1	1,359,085	9.5

資料：総務省「平成26年経済センサス基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス活動調査」再編加工

- (注) 1. 数値は、それぞれ2011年間、2013年間、2015年間のものである。
2. 会社以外の法人および農林漁業は含まれていない。
3. 企業の規模区分については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）による。
4. 3.の条件の区分では、中小企業基本法以外の中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の数に反映されている。
5. 小規模企業の構成比は全企業数に占める割合とする。
6. 産業分類は、2013年10月改訂のものに従っている。

（『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p.Ⅲ-22、25をもとに作成）

R4 1 ②▶産業別規模別付加価値額（民営、非一次産業、2011年、2015年）.....

R2 1

H30 4

2015年の中小企業の付加価値額は約135兆円、小規模企業の付加価値額は約36兆円で、全付加価値額に占める割合は中小企業が**52.9%**、小規模企業が**14.0%**である。その他の主なポイントは以下のとおりである（図表1-1-9参照）。

<中小企業>

- ① 2015年における付加価値額は、多い順に、「**製造業**」⇒「卸売業」⇒「建設業」⇒「小売業」となっている。
- ② 構成比（その業種における全規模の付加価値額に占める中小企業の付加価値額の割合のこと）は、「**医療、福祉**」が最も高く、次いで「建設業」が高い。

<小規模企業>

- ① 2015年における付加価値額は、多い順に、「**建設業**」⇒「製造業」⇒「不動産業、物品賃貸業」⇒「小売業」となっている。
- ② 構成比（その業種における全規模の付加価値額に占める小規模企業の付加価値額の割合のこと）は、「**鉱業、採石業、砂利採取業**」が最も高く、次いで「**建設業**」が高い。

図表 [1-1-9] 産業別規模別付加価値額(民営、非一次産業、2011年、2015年)

(1) 企業ベース (会社および個人の付加価値額)

産 業		年	中小企業			
			付加価値額 (億円)	構成比 (%)	うち小規模企業	
					付加価値額 (億円)	構成比 (%)
鉱業、採石業、砂利採取業		2011	1,135	81.8	427	30.8
		2015	4,913	74.3	3,603	①54.5
建設業		2011	121,735	78.2	72,574	46.6
		2015	③155,450	②74.8	①85,622	②41.2
製造業		2011	284,459	50.5	69,971	12.4
		2015	①325,894	47.5	②71,583	10.4
電気・ガス・熱供給・水道業		2011	2,838	10.2	767	2.7
		2015	4,193	10.5	933	2.3
情報通信業		2011	49,938	39.5	4,181	3.3
		2015	61,640	39.1	4,504	2.9
運輸業、郵便業		2011	76,160	54.6	12,769	9.2
		2015	95,859	60.2	14,409	9.0
卸売業、小売業	卸売業・小売業計	2011	263,533	60.1	61,689	14.1
		2015	301,618	57.0	56,446	10.7
	卸売業	2011	140,426	63.6	26,161	11.8
		2015	②157,569	59.9	23,033	8.8
	小売業	2011	123,107	56.5	35,528	16.3
		2015	④144,049	54.1	④33,413	12.6
金融業、保険業		2011	15,619	10.6	6,802	4.6
		2015	17,501	11.4	5,776	3.8
不動産業、物品賃貸業		2011	56,901	70.1	32,910	40.5
		2015	62,452	68.2	③33,685	36.8
学術研究、専門・技術サービス業		2011	51,632	54.5	16,650	17.6
		2015	70,939	51.2	24,250	17.5
宿泊業、飲食サービス業		2011	49,877	68.4	16,643	22.8
		2015	66,260	69.5	18,022	18.9
生活関連サービス業、娯楽業		2011	46,602	74.9	13,704	22.0
		2015	49,903	66.8	13,843	18.5
教育、学習支援業		2011	8,393	67.7	1,667	13.4
		2015	9,958	70.1	1,600	11.3
医療、福祉		2011	39,846	87.2	12,890	28.2
		2015	49,167	①90.5	13,938	25.6
複合サービス事業		2011	136	2.0	120	1.8
		2015	75	0.4	71	0.4
サービス業（他に分類されないもの）		2011	63,160	63.6	9,686	9.8
		2015	75,284	58.1	9,158	7.1
非1次産業計		2011	1,131,964	54.5	333,449	16.1
		2015	1,351,106	52.9	357,443	14.0

資料：総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス活動調査」再編加工

(注) 1. 数値は、2011年間、2015年間のものである。

2. 会社以外の法人および農林漁業は含まれていない。

3. 企業の規模区分については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）による。

4. 3.の条件の区分では、中小企業基本法以外の中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の数が反映されている。

5. 小規模企業の構成比は全企業数に占める割合とする。

6. 産業分類は、2013年10月改訂のものに従っている。

〔『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p.Ⅲ-26、29をもとに作成〕

設 例



総務省・経済産業省「平成28年経済センサスー活動調査」に基づき、産業別規模別付加価値額（企業ベース、民営、非一次産業）を見た場合、建設業、小売業、宿泊業・飲食サービス業、情報通信業、製造業のうち、各産業の付加価値額の総額に占める中小企業の構成比が最も高いものはどれか。なお、企業規模区分は中小企業基本法に準ずるものとする。〔H30－4改題〕

- ア 建設業
- イ 小売業
- ウ 宿泊業・飲食サービス業
- エ 情報通信業
- オ 製造業

解 答 ア

それぞれの付加価値額総額に占める中小企業の構成比は、建設業74.8%、小売業54.1%、宿泊業・飲食サービス業69.5%、情報通信業39.1%、製造業47.5%である。

図表

[1-1-10] 売上高・付加価値額に占める中小企業・小規模企業の割合(2015年) のまとめ

	売上高	付加価値額
中小企業	44.1%	52.9%
小規模企業	9.5%	14.0%

R3 18

R元 5

H30 5

4 中小企業の経営指標



中小企業白書2017年版で初めて掲載され、平成30年度に初めて出題された。なお、出題されている業種は**小売業、宿泊業・飲食サービス業、製造業**の3業種のみである。また、出題されている経営指標は、**売上高経常利益率、自己資本比率、付加価値比率**の3指標のみである。

①▶ 中小企業の経営指標 (2020年度).....

「中小企業実態基本調査」における経営指標は、11業種、6指標が取り上げられている(図表1-1-11参照)。なお、図表1-1-11から、製造業、小売業、宿泊業・飲食サービス業を取り出すと、図表1-1-12のようになる。

図表 [1-1-11] 中小企業（法人企業）の経営指標（2020年度）

	自己資本 当期純利益率 (ROE) (%)	売上高 経常利益率 (%)	総資本 回転率 (回)	自己資本 比率 (%)	財務 レバレッジ (倍)	付加価値 比率 (%)
全業種	7.40	3.25	0.97	39.21	2.55	25.54
建設業	11.60	4.64	1.12	43.80	2.28	25.90
製造業	7.10	3.85	0.91	46.04	2.17	29.24
情報通信業	10.08	5.99	0.95	①51.77	①1.93	42.28
運輸業、郵便業	5.94	1.26	1.07	35.93	2.78	40.04
卸売業	5.06	1.89	1.62	38.41	2.60	①11.20
小売業	8.64	1.90	①1.70	31.43	3.18	19.68
不動産業、物品賃貸業	7.40	①8.36	①0.28	32.35	3.09	37.13
学術研究、専門・技術サービス業	9.24	8.01	0.56	51.27	1.95	48.74
宿泊業、飲食サービス業	①▲24.70	①▲4.16	0.85	①13.98	①7.15	47.42
生活関連サービス業、娯楽業	▲0.91	▲0.01	0.80	33.97	2.94	27.48
サービス業（他に分類されないもの）	①13.67	5.11	1.04	38.93	2.57	①50.39

※①は最上位、①は最下位を示す。また、網掛けは全業種（平均）を上回っていることを示す。

資料：中小企業庁「令和3年中小企業実態基本調査（令和2年度決算実績）」

（注）1. それぞれの財務項目の定義は下記のとおり。

- ① 自己資本当期純利益率（ROE）＝（当期純利益÷純資産（自己資本））×100
- ② 売上高経常利益率＝（経常利益÷売上高）×100
- ③ 総資本回転率＝売上高÷総資産（総資本）
- ④ 自己資本比率＝（純資産（自己資本）÷総資産（総資本））×100
- ⑤ 財務レバレッジ＝総資本÷純資産（自己資本）
- ⑥ 付加価値比率＝（付加価値額÷売上高）×100

※付加価値額＝労務費＋売上原価の減価償却費＋人件費＋地代家賃＋販売費及び一般管理費の減価償却費＋租税公課＋支払利息・割引料＋経常利益＋能力開発費

2. 本調査結果は、日本標準産業分類（大分類）のうち、「建設業」「製造業」「情報通信業」「運輸業、郵便業（一部業種を除く）」「卸売業」「小売業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業（一部業種を除く）」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「サービス業（他に分類されないもの）（一部業種を除く）」に属する企業に対して実施した調査を基に、推計した結果である。

（『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p.Ⅲ-50～51をもとに作成）

図表 [1-1-12] 製造業、小売業、宿泊業・飲食サービス業の経営指標（2020年度）

	自己資本 当期純利益率 (ROE) (%)	売上高 経常利益率 (%)	総資本 回転率 (回)	自己資本 比率 (%)	財務 レバレッジ (倍)	付加価値 比率 (%)
全業種	7.40	3.25	0.97	39.21	2.55	25.54
製造業	②7.10	①3.85	②0.91	①46.04	③2.17	②29.24
小売業	①8.64	②1.90	①1.70	②31.43	②3.18	③19.68
宿泊業、飲食サービス業	③▲24.70	③▲4.16	③0.85	③13.98	①7.15	①47.42

※網掛けは全業種（平均）を上回っていることを示す。また、丸数字は3業種における順位である（高い順）。

（『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p.Ⅲ-50～51をもとに作成）

設 例

中小企業庁「令和3年中小企業実態基本調査（令和2年度決算実績）」に基づき、小売業、宿泊業・飲食サービス業、製造業について、売上高経常利益率と自己資本比率をおのおの比較した場合の記述として、最も適切なものはどれか。
[R3-18改題]

- ア 売上高経常利益率と自己資本比率とも、小売業が最も低い。
- イ 売上高経常利益率は小売業が最も高く、自己資本比率は宿泊業・飲食サービス業が最も低い。
- ウ 売上高経常利益率は宿泊業・飲食サービス業が最も高く、自己資本比率は小売業が最も高い。
- エ 売上高経常利益率は製造業が最も高く、自己資本比率は小売業が最も低い。
- オ 売上高経常利益率は製造業が最も高く、自己資本比率は宿泊業・飲食サービス業が最も低い。

解 答 オ

本問の3業種では、売上高経常利益率は、製造業（3.85%）－小売業（1.90%）－宿泊業・飲食サービス業（▲4.16%）の順に高い。また、自己資本比率は、製造業（46.04%）－小売業（31.43%）－宿泊業・飲食サービス業（13.98%）の順に高い。

参 考

各指標の意味

- ・ 自己資本当期純利益率（ROE：Return on Equity）
株主が自分で出資した資本（自己資本）でどれだけの利益を獲得したかを示す指標である。
- ・ 売上高経常利益率
売上高に対する経常利益の割合で、財務活動も含めた企業の通常の経営活動による収益性を表す指標である。
- ・ 総資本回転率
総資本（総資産）をどの程度効率的に使って売上高を獲得しているかを表す指標である。
- ・ 自己資本比率
総資本に占める自己資本の割合を示す指標である。
- ・ 財務レバレッジ
純資産（自己資本）の何倍の大きさの総資本を事業に投下しているかを示す指標であり、自己資本比率の逆数である。
- ・ 付加価値比率
売上高に占める付加価値額の割合を示す指標であり、付加価値率が高い場合、企業が新しく創造した価値の割合が大きいことを示す。

5 金融機関別中小企業向け貸出残高

R3 9

R元 11

図表1-1-13からわかるように、**民間金融機関**の貸出残高は、2016年3月の241.1兆円から2021年12月の293.6兆円へと**増加**傾向にある（「信託勘定他を除く」データも同じ傾向）。一方、**政府系金融機関**の貸出残高は、2016年3月の21.5兆円から2020年3月の19.7兆円までは減少傾向にあったが、その後、**増加**傾向に転じ、2021年12月には30.0兆円にまで**増加**している。

なお、**中小企業向け総貸出残高**は、2016年3月の262.6兆円から2021年12月の323.6兆円へと**増加**傾向にある（「信託勘定他を除く」データも同じ傾向）。

(単位：兆円)

金融機関	年 月	2016				2017				2018			
		3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12
国内銀行銀行勘定合計		188.1	185.4	188.9	192.3	196.3	195.0	198.6	201.0	204.5	203.4	204.9	207.1
国内銀行信託勘定他		1.2	1.2	1.4	1.4	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7
信用金庫		42.7	42.4	43.3	44.0	43.9	43.7	44.8	45.3	45.2	45.0	45.7	46.1
信用組合		10.3	10.3	10.4	10.5	10.6	10.6	10.8	11.0	11.1	11.1	11.3	11.4
民間金融機関合計		241.1	238.1	242.7	246.8	250.9	249.3	254.2	257.2	260.8	259.5	261.9	264.6
民間金融機関合計（信託勘定他を除く）		239.9	236.9	241.3	245.4	249.2	247.7	252.6	255.6	259.2	257.8	260.2	262.9
(株)商工組合中央金庫		9.5	9.5	9.4	9.4	9.3	9.0	8.9	8.8	8.6	8.5	8.4	8.4
(株)日本政策金融公庫（中小企業事業）		5.9	5.9	5.8	5.8	5.7	5.7	5.6	5.6	5.5	5.5	5.4	5.4
(株)日本政策金融公庫（国民生活事業）		6.1	6.1	6.1	6.2	6.1	6.2	6.2	6.3	6.2	6.2	6.2	6.3
政府系金融機関等合計		21.5	21.5	21.4	21.4	21.1	20.9	20.7	20.7	20.3	20.2	20.0	20.0
中小企業向け総貸出残高		262.6	259.6	264.1	268.2	272.0	270.2	274.9	277.9	281.1	279.7	281.9	284.6
中小企業向け総貸出残高（信託勘定他を除く）		261.4	258.4	262.7	266.8	270.3	268.6	273.3	276.3	279.5	278.0	280.2	282.9

金融機関	年 月	2019				2020				2021			
		3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12
国内銀行銀行勘定合計		209.2	208.2	209.6	211.9	213.9	219.8	222.4	224.0	226.8	224.3	224.5	227.4
国内銀行信託勘定他		1.8	1.7	1.8	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	2.0	2.0	2.3	2.4
信用金庫		46.2	45.7	46.3	46.8	46.8	49.4	51.7	52.6	52.8	52.8	53.1	53.3
信用組合		11.5	11.5	11.6	11.7	11.9	12.1	12.4	12.5	12.6	12.7	12.8	12.9
民間金融機関合計		266.9	265.4	267.5	270.4	272.6	281.3	286.5	289.1	292.2	289.8	290.4	293.6
民間金融機関合計（信託勘定他を除く）		265.1	263.7	265.7	268.5	270.7	279.4	284.7	287.3	290.2	287.8	288.1	291.2
(株)商工組合中央金庫		8.2	8.2	8.1	8.3	8.2	9.1	9.5	9.6	9.5	9.4	9.5	9.6
(株)日本政策金融公庫（中小企業事業）		5.3	5.3	5.2	5.2	5.2	7.0	7.9	8.2	8.2	8.4	8.4	8.5
(株)日本政策金融公庫（国民生活事業）		6.2	6.2	6.1	6.2	6.2	10.0	11.5	11.8	11.9	12.0	11.9	11.9
政府系金融機関等合計		19.8	19.7	19.5	19.7	19.7	26.2	28.9	29.5	29.6	29.8	29.8	30.0
中小企業向け総貸出残高		286.7	285.1	287.0	290.1	292.3	307.5	315.4	318.6	321.8	319.6	320.2	323.6
中小企業向け総貸出残高（信託勘定他を除く）		284.9	283.4	285.2	288.2	290.4	305.6	313.6	316.8	319.8	317.6	317.9	321.2

資料：日本銀行「金融経済統計月報」他より中小企業庁調べ

- (注) 1. 国内銀行銀行勘定、国内銀行信託勘定他における中小企業向け貸出残高とは、資本金3億円（卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円）以下、または常用従業員300人（卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人）以下の企業（法人および個人企業）への貸出をいう。
2. 信用金庫における中小企業向け貸出残高とは、個人、地方公共団体、海外円借款、国内店名義現地貸を除く貸出残高。
3. 信用組合における中小企業向け貸出残高とは、個人、地方公共団体などを含む総貸出残高。
4. 各年の信用組合および政府系金融機関のデータは翌年3月初時点での資料による。数字は遡及して改定される可能性がある。
5. 国内銀行勘定合計、国内銀行信託勘定、信用金庫のデータは2022年3月時点での資料による。数字は遡及して改定される可能性がある。

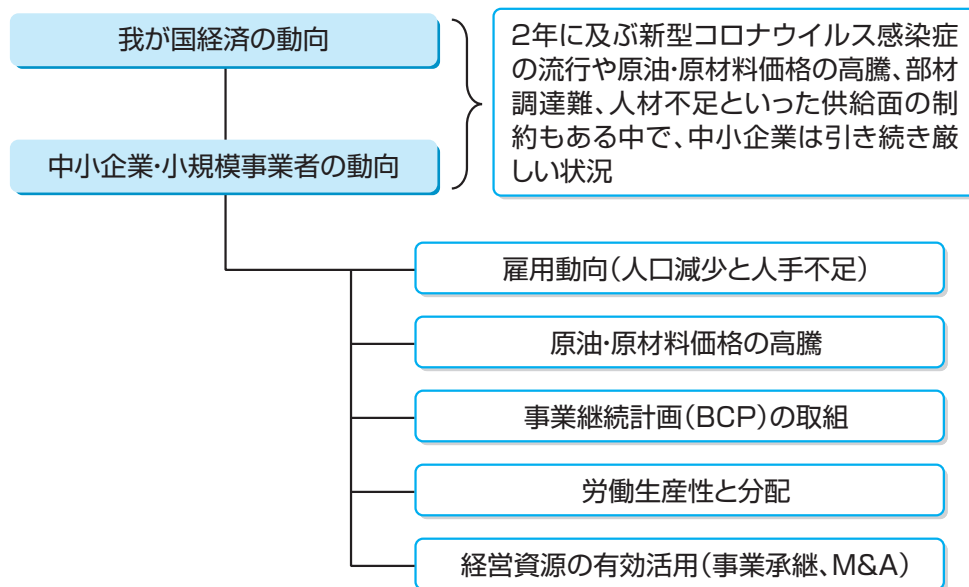
(『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p.Ⅲ-49をもとに作成)

第2章

中小企業白書2022年版第1部 令和3年度（2021年度）の 中小企業の動向

Registered Management Consultant

本章の 体系図



！ 本章のポイント

- ◇ 中小企業・小規模事業者の業績、投資、倒産等はどうのような状況にあるか。
- ◇ 商店街の現状はどうなっているか。
- ◇ 我が国の開廃業はどうのような状況にあるか。
- ◇ 中小企業の海外展開はどうのような状況にあるか。
- ◇ 我が国の雇用環境はどうのような状況にあるか。
- ◇ 原油・原材料価格の高騰に伴い企業間取引はどうなっているか。
- ◇ 中小企業のBCPの策定状況はどうなっているか。
- ◇ 中小企業・小規模事業者の労働生産性はどのよう状況にあるか。
- ◇ 我が国の休廃業・解散はどうのような状況にあるか。
- ◇ 我が国のM&Aの状況はどうなっているか。

1

中小企業・小規模事業者の動向

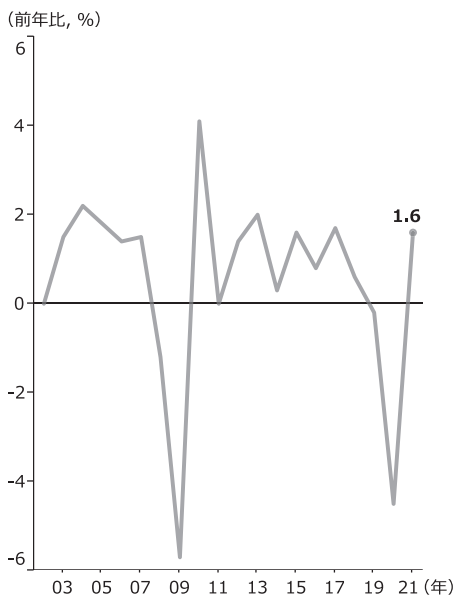
中小企業・小規模事業者の経営環境は、緩やかな回復傾向にあるものの、引き続き厳しい状況にあり、景況感や売上高は、依然として感染症流行前の水準まで回復していない業種も多い。

1 我が国経済の現状

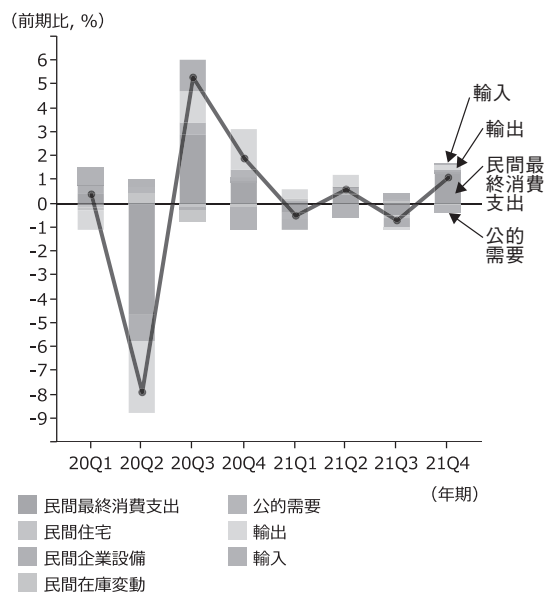
1) 2021年は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の世界的流行に伴い、我が国経済も大きな影響を受けた。**実質GDP成長率**の推移を確認すると、図表1-2-1に見るように、2021年は前年比1.6%増となった。2021年を通じた動きを確認すると、2021年初頭から発出された2回目の緊急事態宣言と時期を重ねるように、第1四半期にはマイナス成長に転じた。その後は感染状況に左右されながら、2021年第4四半期は前期比1.1%増とプラス成長となった。

図表 [1-2-1] 実質GDP成長率の推移

① 実質GDP成長率の推移（年間）



② 実質GDP成長率の推移（四半期）



資料：内閣府「国民経済計算」

(注) 1. 2015年暦年連鎖価格方式。

2. 数値は、「2021年10-12月期四半期別GDP速報（2次速報値）」（2022年3月9日公表）による。

(『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I-2をもとに作成)

2) 2015年を100とした指数で消費の動向を確認すると、**消費総合指数**は2020年5月を底に上昇に転じたものの、6月以降は上昇と低下を繰り返し、足元では、依然として**感染症流行前の水準には戻っていない**（図表1-2-2参照）。

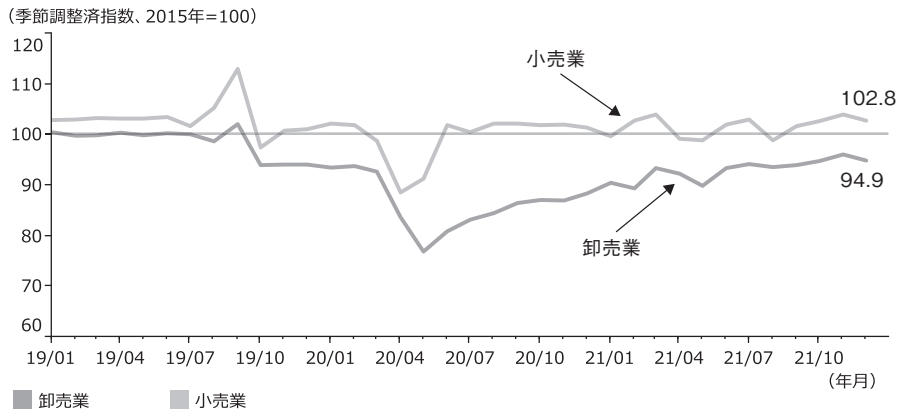
図表 [1-2-2] 消費総合指数の推移



(『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I -6をもとに作成)

3) 消費の動向を**供給側**から確認すると、図表1-2-3に見るように、**卸売業**は、2020年3月から5月にかけて大幅に低下したが、同年6月以降は緩やかに持ち直し、足元では**感染症流行前の水準まで戻って推移している**。**小売業**は、2020年3月から4月にかけて大幅に低下したが、その後、同年6月に大きく持ち直し、**感染症流行前の水準まで戻って推移をしている**。

図表 [1-2-3] 商業販売額指数の推移

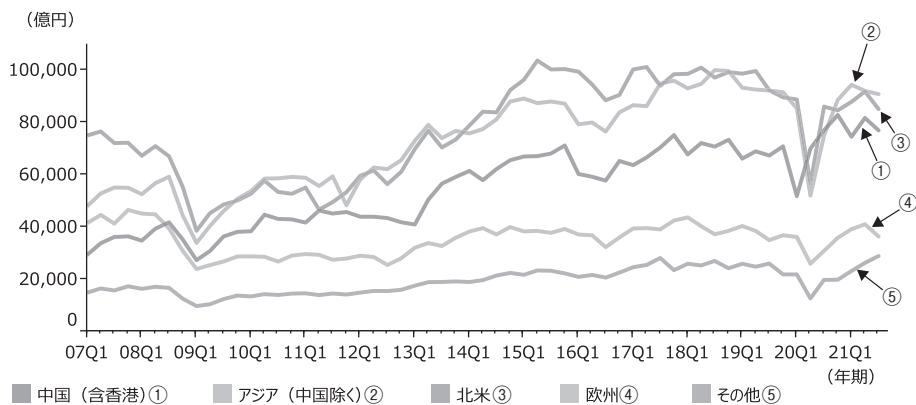


資料：経済産業省「商業動態統計」

(['中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I-6をもとに作成)

4) 我が国企業の**海外現地法人の売上高**の推移を確認すると、各地域においておおむね回復傾向にあり、**北米を除き**、感染症流行前の水準まで回復している(図表1-2-4参照)。

図表 [1-2-4] 地域別海外現地法人の売上高の推移



資料：経済産業省「海外現地法人四半期調査」

(注) 2021年7-9月期は速報値。

(['中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I-9をもとに作成)

2 中小企業・小規模事業者の現状

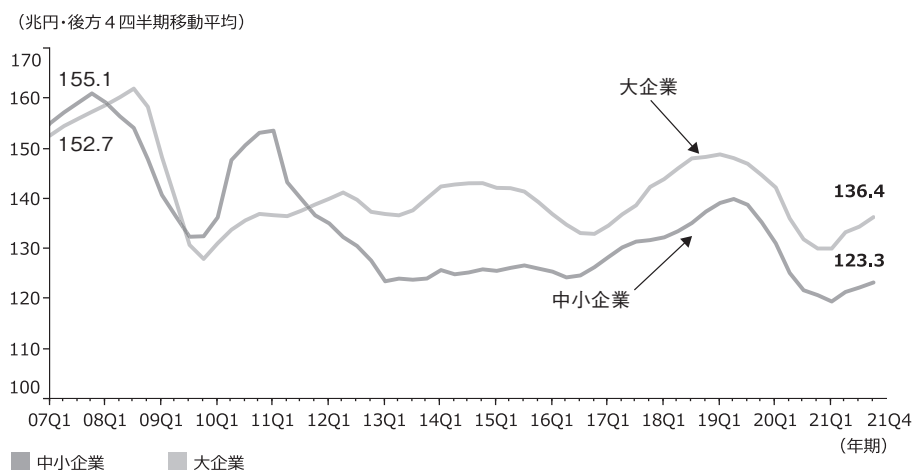


中小企業・小規模事業者に焦点を当て、業績、収益、投資、資金繰り、倒産状況などといった中小企業・小規模事業者の動向や中小企業・小規模事業者を取り巻く状況について確認する。

①▶業績（売上高・経常利益）.....

1) 図表1-2-5に見るように、中小企業の売上高は、リーマン・ショック後および2011年の東日本大震災後に大きく落ち込み、2013年頃から横ばいで推移した後、2016年半ばより増加傾向となっていた。2019年以降は減少傾向に転じた中で、感染症の影響によりさらに減少したが、2021年第1四半期を底に緩やかな増加傾向に転じている。

図表 [1-2-5] 企業規模別に見た、売上高の推移



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

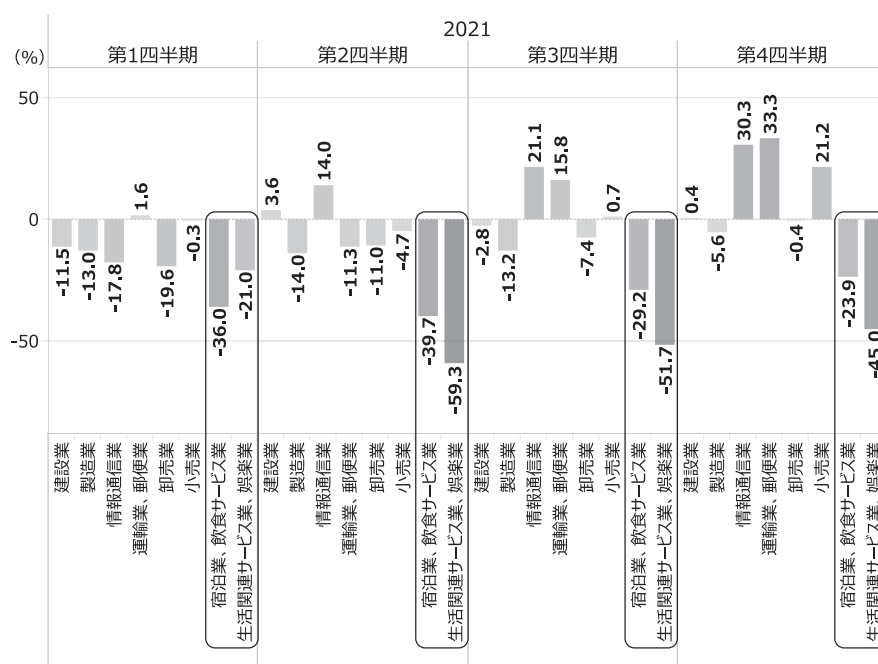
(注) 1.ここでの大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

2.金融業、保険業は含まれていない。

(『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I -13をもとに作成)

2) 中小企業の**売上高**の動向を業種別に確認すると、2019年同期比と比較すると、依然として多くの業種で売上高が回復しておらず、特に「**生活関連サービス業、娯楽業**」「**宿泊業、飲食サービス業**」においてそれぞれ大幅減となっており、引き続き厳しい状況にある（図表1-2-6参照）。

図表 [1-2-6] 業種別に見た、中小企業の売上高の2019年同期比



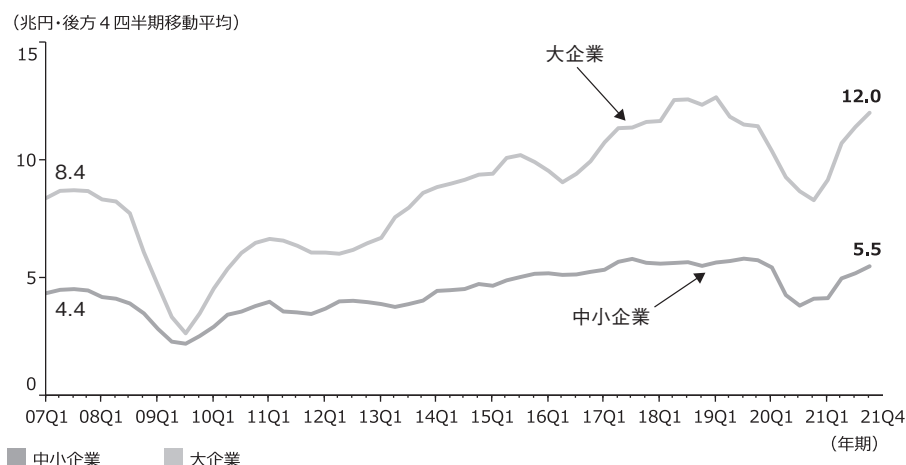
資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) ここでいう中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

(『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I-15をもとに作成)

3) 図表1-2-7に見るように、中小企業の**経常利益**は、リーマン・ショック後に落ち込んだ後は緩やかな回復基調が続いてきたが、2020年に入ると、感染症の影響により、減少に転じた。その後は、2020年第3四半期を底に再び**緩やかな増加**傾向にある。

図表 [1-2-7] 企業規模別に見た、経常利益の推移



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) 1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

2.金融業、保険業は含まれていない。

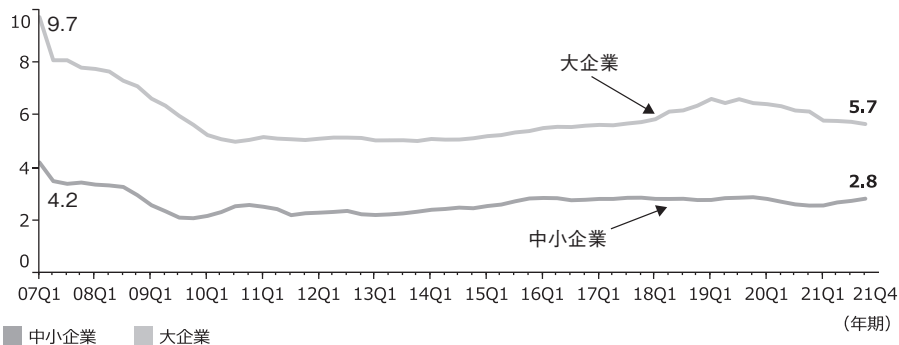
(『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I -16をもとに作成)

②▶ 投資(設備投資・ソフトウェア投資・研究開発投資・能力開発投資)……

1) 中小企業の**設備投資**は、2020年には減少傾向となったが、2021年に入ると**僅かに増加**している(図表1-2-8参照)。

図表 [1-2-8] 企業規模別に見た、設備投資の推移

(兆円・後方4四半期移動平均)



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) 1.ここでの大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

2.金融業、保険業は含まれていない。

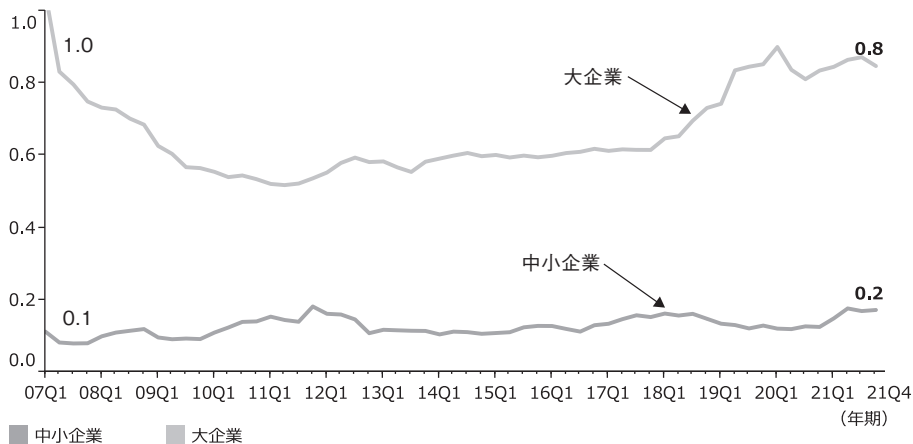
3.設備投資は、ソフトウェアを除く。

(『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I-17をもとに作成)

2) IT関連指標としてソフトウェア投資額の推移を確認すると、中小企業では長期にわたって横ばいで推移してきたが、2021年に入ると増加傾向となり、足元ではおおむね横ばいで推移している（図表1-2-9参照）。

図表 [1-2-9] 企業規模別に見た、ソフトウェア投資額の推移

(兆円・後方4四半期移動平均)



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

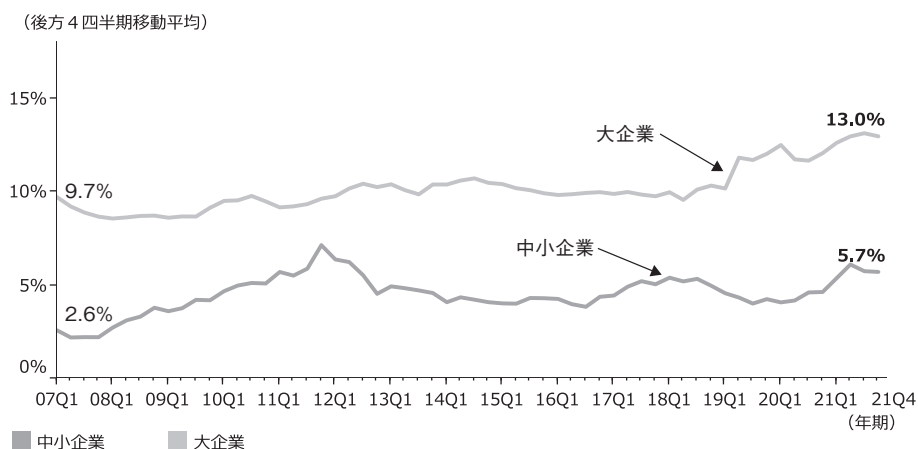
(注) 1.ここでの大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

2.金融業、保険業は含まれていない。

(『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I-20をもとに作成)

3) 中小企業のソフトウェア投資比率を見ると、2021年に入ると増加し、足元ではおおむね横ばいで推移している（図表1-2-10参照）。

図表 [1-2-10] 企業規模別に見た、ソフトウェア投資比率の推移



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) 1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

2.金融業、保険業は含まれていない。

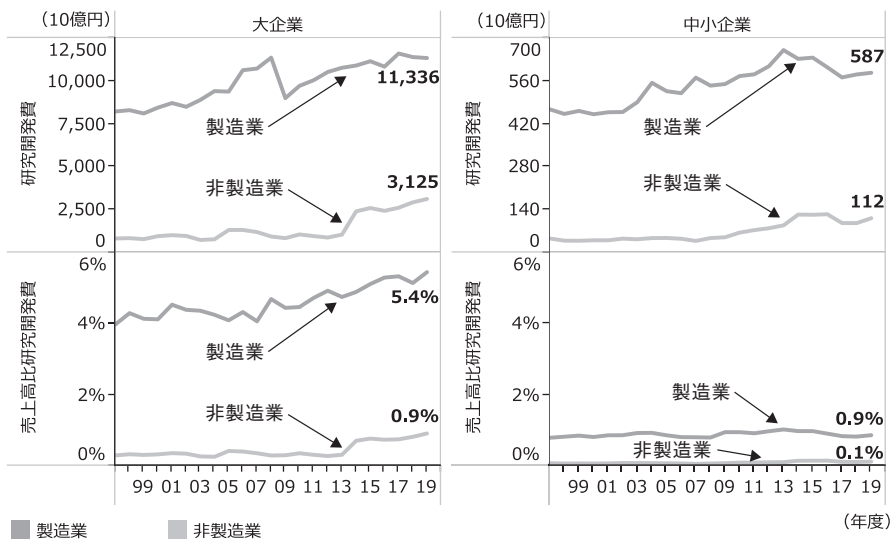
3.ソフトウェア投資比率は、ソフトウェア投資額を設備投資額で除し、100を乗じて算出している。

(『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I-20をもとに作成)

- 4) 企業が新たな製品・サービスを生み出すための研究開発活動について、研究開発費と売上高に占める研究開発費の割合の推移を確認すると、**中小企業における研究開発費は緩やかな増加傾向であるものの、売上高に占める研究開発費の割合は横ばいの傾向が続いており、同業種の大企業と比べて低水準にある**(図表1-2-11参照)。

図表

【1-2-11】 企業規模別・業種別に見た、
研究開発費および売上高比研究開発費の推移



(『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I-21 をもとに作成)

参 考

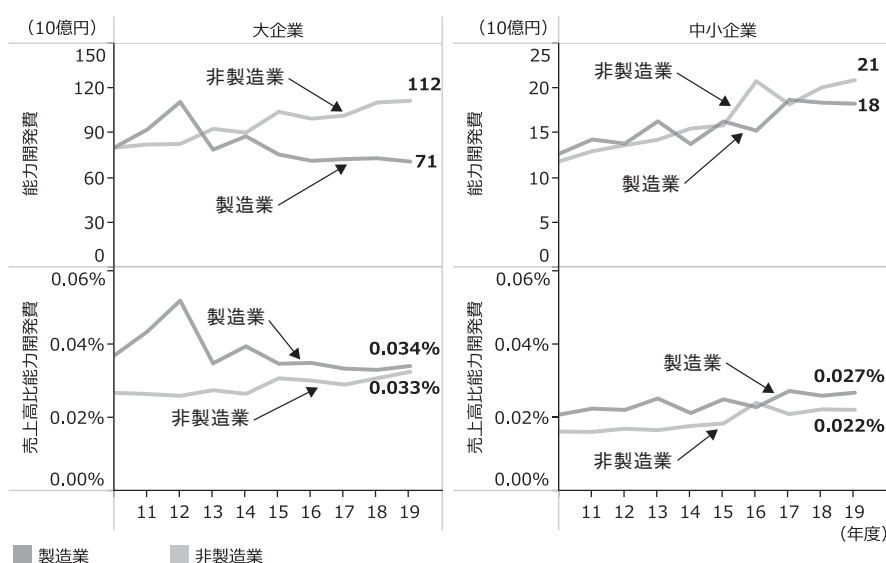
「企業活動基本調査」について

経済産業省「企業活動基本調査」の調査対象企業は、従業員50人以上かつ資本金額（または出資金額）3,000万円以上の法人企業である。

5) 能力開発費および売上高に占める能力開発費の割合の推移を確認すると、図表1-2-12に見るように、**中小企業**の**能力開発費**は大企業と比較して規模が小さいものの、**増加傾向**にある。一方で、**売上高に占める能力開発費の割合**を確認すると、業種にかかわらず、ほぼ**横ばい**で推移している。ただし、同業種の大企業に比べて**研究開発費ほどの格差は存在していない**。

図表

【1-2-12】 企業規模別・業種別に見た、
能力開発費および売上高比能力開発費の推移



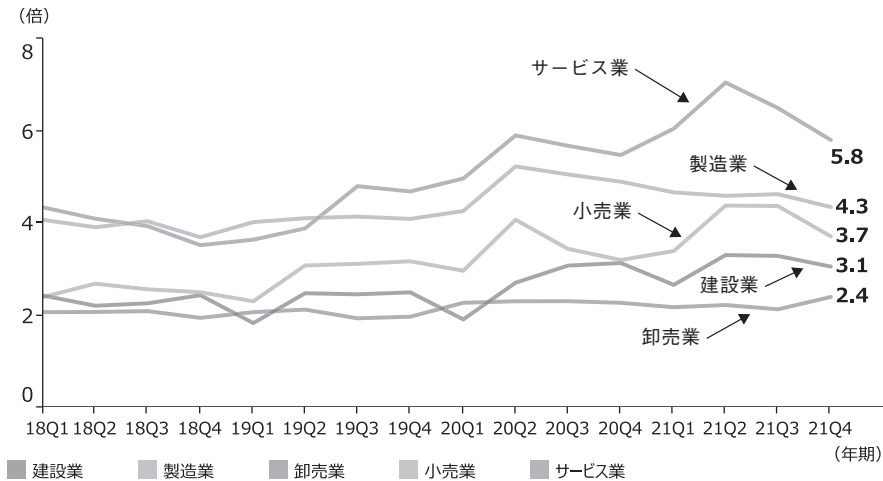
資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

(『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I-22をもとに作成)

3 ▶ 資金繰り・倒産.....

1) 借入金月商倍率を確認すると、図表1-2-13に見るように、多くの業種で感染症流行前と比べて**上昇**している。特に**サービス業**や**小売業**は2020年第2四半期、2021年第2四半期に上昇しており、感染症流行に左右されながら、**借入金の返済余力が低下**している可能性がうかがえる。

図表 [1-2-13] 業種別に見た、借入金月商倍率の推移



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

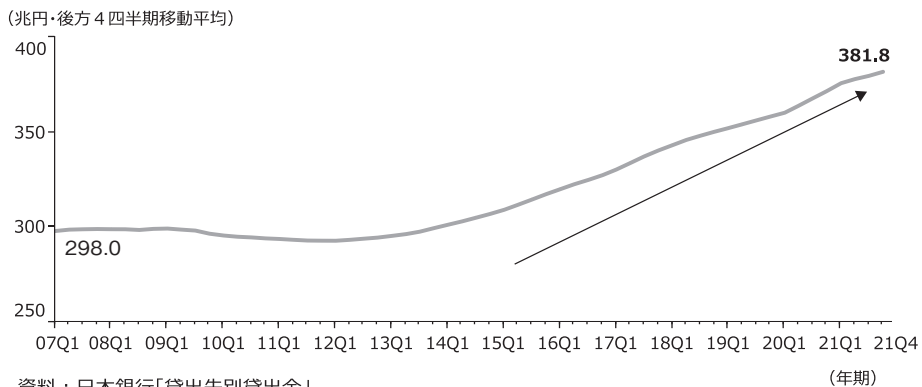
(注) 1.ここでいう中小企業とは資本金 1 千万円以上 1 億円未満の企業とする。

2.借入金月商倍率= (金融機関短期借入金 + その他の短期借入金 + 金融機関長期借入金 + その他の長期借入金 + 社債) ÷ 月商

(『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -24 をもとに作成)

2) 中小企業向け貸出金の推移を確認すると、2012年まではおおむね横ばいで推移してきたが、2013年以降は右肩上がり増加し、2021年も堅調に増加している (図表1-2-14参照)。

図表 [1-2-14] 中小企業向け貸出金の推移

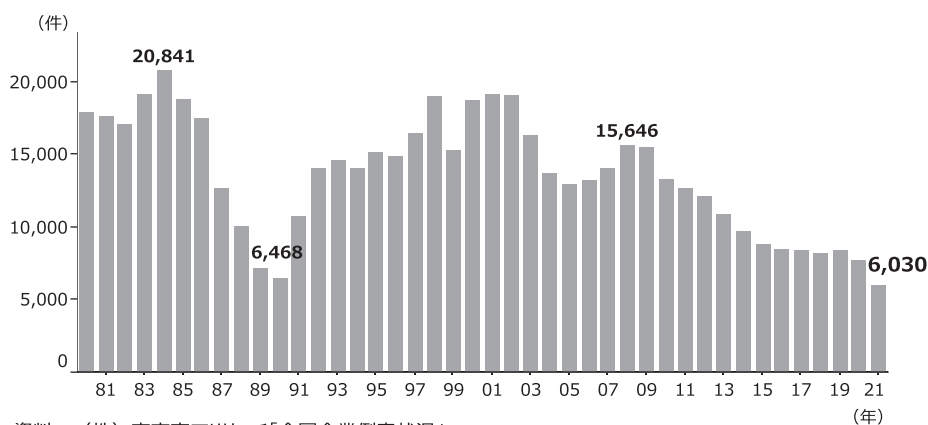


資料：日本銀行「貸出先別貸出金」

(『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -24 をもとに作成)

3) 倒産件数の推移を確認すると、2009年以降、**減少**傾向で推移してきた中で、2021年は**資金繰り支援策**などの効果もあり57年ぶりの**低水準**となった（図表1-2-15参照）。

図表 [1-2-15] 倒産件数の推移



資料：（株）東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

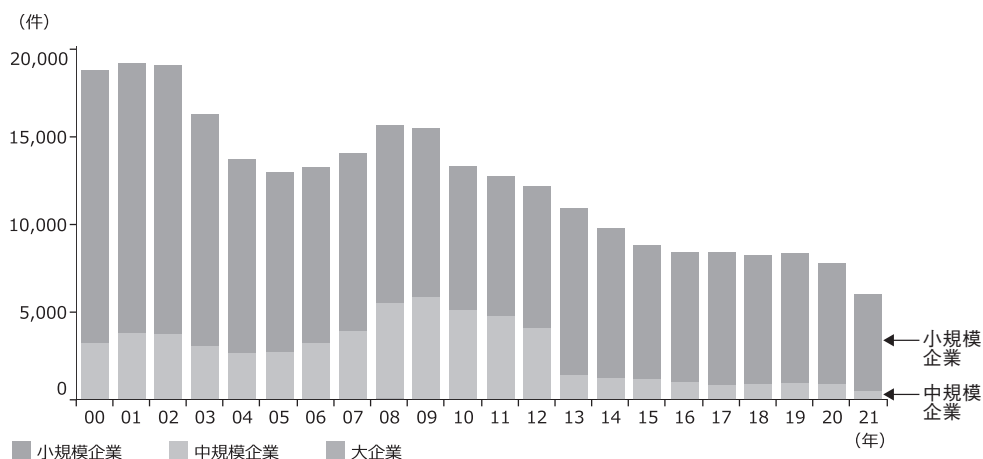
（注）1.倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。

2.負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

（『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -25をもとに作成）

4) 倒産件数の推移を規模別に確認すると、大部分を**小規模企業**が占めている
(図表1-2-16参照。なお、2021年の規模別の倒産件数は、小規模企業：
5,482件、中規模企業：545件、大企業：3件となっている)。

図表 [1-2-16] 企業規模別倒産件数の推移



資料：(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

(注) 1.ここでいう「中規模企業」とは、中小企業基本法上の中小企業のうち、同法上の小規模企業に当てはまらない企業をいう。

2.企業規模別の集計については、2000年以降のみ集計を行っている。

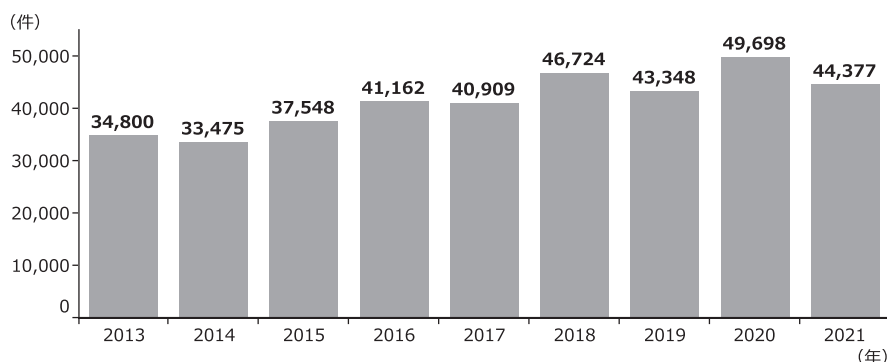
3.負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

(『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -25をもとに作成)

5) 休廃業・解散件数について確認すると、図表1-2-17に見るように、(株)東京商工リサーチの「休廃業・解散企業」動向調査によると、2021年の休廃業・解散件数は4万4,377件で、前年比**10.7%減**となった。また、(株)帝国データバンクの全国企業「休廃業・解散」動向調査によると、2021年の休廃業・解散件数は5万4,709件で、前年比**2.5%減**となった。

図表 [1-2-17] 休廃業・解散件数の推移

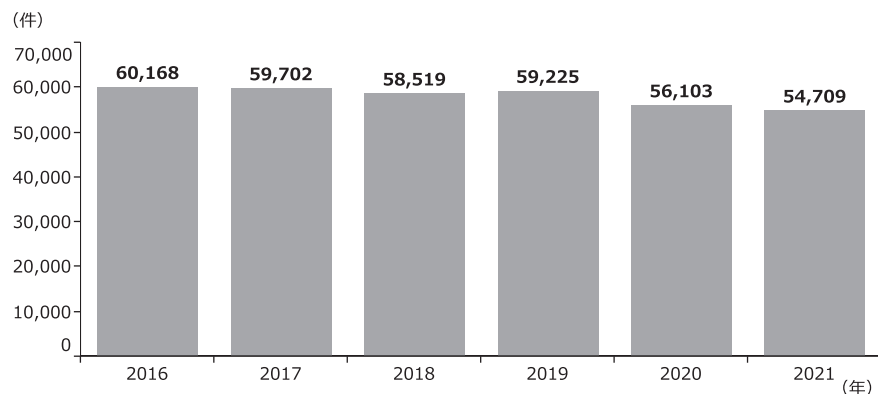
①東京商工リサーチ



資料：(株)東京商工リサーチ「2021年「休廃業・解散企業」動向調査」

(注) 1. 休廃業とは、特段の手続きをとらず、資産が負債を上回る資産超過状態で事業を停止すること。
2. 解散とは、事業を停止し、企業の法人格を消滅させるために必要な清算手続きに入った状態になること。基本的には、資産超過状態だが、解散後に債務超過状態であることが判明し、倒産として再集計されることもある。

②帝国データバンク



資料：(株)帝国データバンク「全国企業「休廃業・解散」動向調査（2021年）」

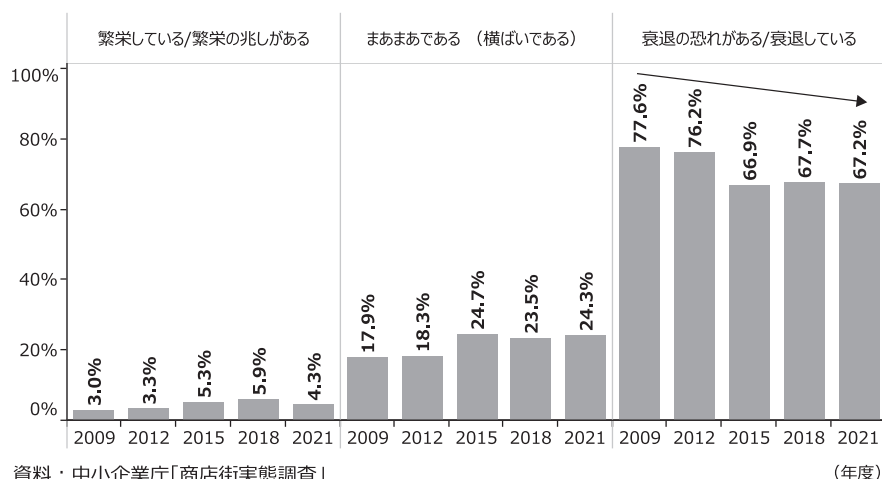
(注) 休廃業・解散とは、倒産（法的整理）によるものを除き、特段の手続きを取らずに企業活動が停止した状態の確認（休廃業）、もしくは商業登記等で解散（但し「みなし解散」を除く）を確認した企業の総称。

（『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I -26をもとに作成）

4 ▶ 商店街の現状

- 1) 商店街の最近の景況について確認すると、2021年度は「衰退の恐れがある/衰退している」と回答した割合が67.2%と最も多くなっているものの、2009年度と比べるとその割合は低下しており、景況は一定の**改善**が見られる(図表1-2-18参照)。

図表 [1-2-18] 商店街の最近の景況



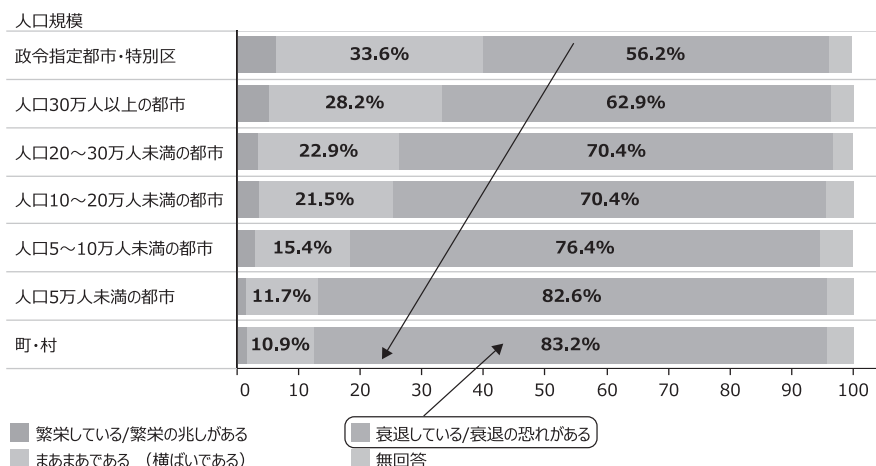
資料：中小企業庁「商店街実態調査」

(注) 集計には無回答が含まれるため、各項目を合算しても100%にならない。

(『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -27をもとに作成)

2) 立地市区町村の人口規模別に確認すると、人口規模が**小さくなるにつれて**「衰退の恐れがある/衰退している」と回答した割合が**高くなっている**（図表1-2-19参照）。

図表 [1-2-19] 立地市区町村の人口規模別に見た、商店街の最近の景況

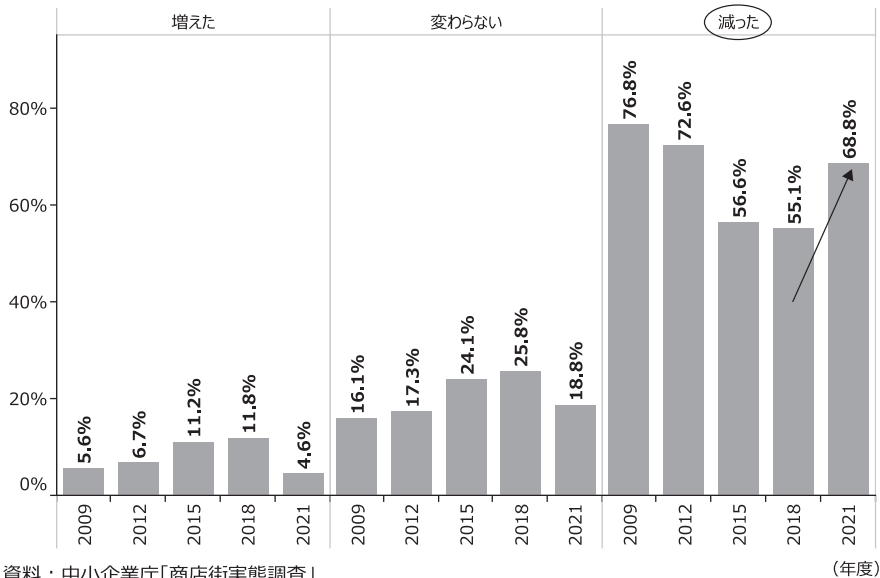


資料：中小企業庁「商店街実態調査」
 （注）2021年度について集計したもの。

（『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -27をもとに作成）

3) 最近3年間の**来街者数**の変化を確認すると、2021年度は「**減った**」と回答した割合が前回調査よりも**増加**し約7割となった（図表1-2-20参照）。

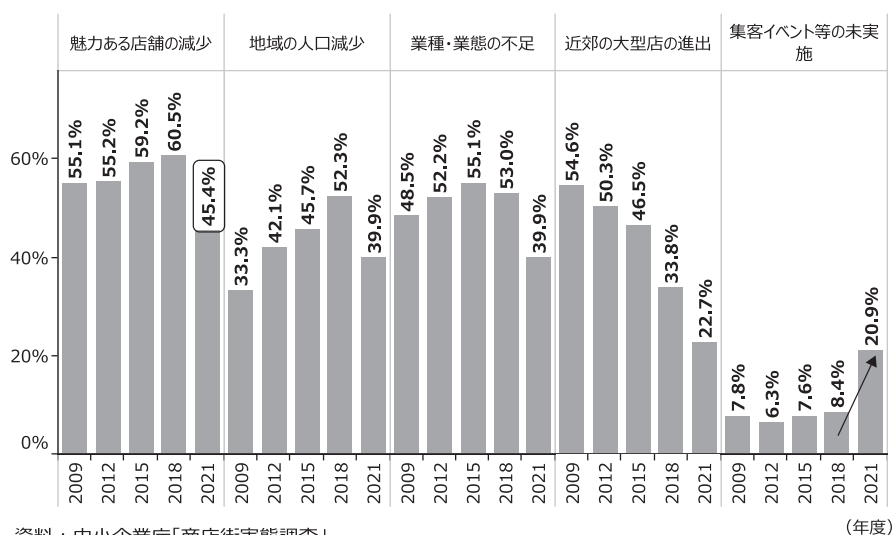
図表 [1-2-20] 商店街への来街者数の変化



(『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I-28をもとに作成)

4) 来街者が減少した要因について確認すると、2021年度は「魅力ある店舗の減少」が最も多くなっているが、特に「集客イベント等の未実施」を減少要因として回答する割合が、2018年度から2021年度にかけて大きく増加している（図表1-2-21参照）。

図表 [1-2-21] 商店街への来街者数の減少要因



資料：中小企業庁「商店街実態調査」

(注) 1.複数回答。

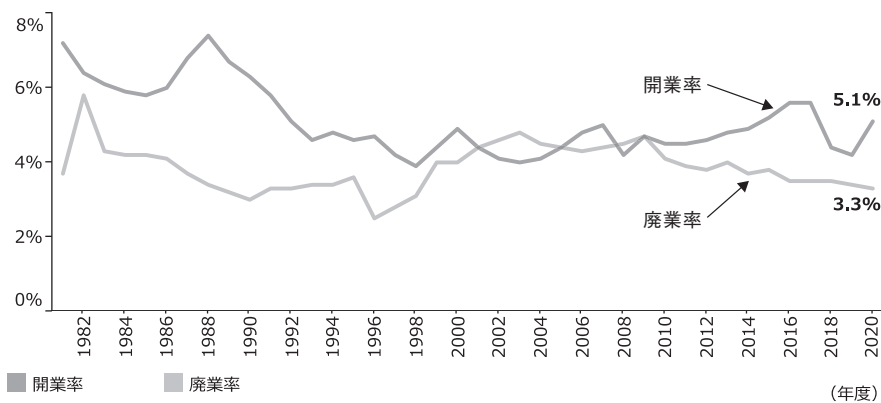
2.2021年度調査において回答の多い上位五つを示している。

(『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I -29をもとに作成)

5▶開廃業の状況

1) 厚生労働省「雇用保険事業年報」を用いて算出される開業率・廃業率の推移を確認すると、図表1-2-22に見るように、我が国の**開業率**は、1988年度をピークとして低下傾向に転じた後、2000年代を通じて緩やかな上昇傾向で推移してきたが、2018年度に再び低下傾向に転じたものの、足元では再び**5%台に回復**している。**廃業率**は、1996年度以降増加傾向で推移していたが、2010年度からは**低下傾向**で推移している。

図表 [1-2-22] 開業率・廃業率の推移



資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」のデータを基に中小企業庁が算出

(注) 1.開業率は、当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数／前年度末の適用事業所数である。

2.廃業率は、当該年度に雇用関係が消滅した事業所数／前年度末の適用事業所数である。

3.適用事業所とは、雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業所数である
(雇用保険法第5条)。

(『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I -30をもとに作成)

参考

「雇用保険事業年報」について

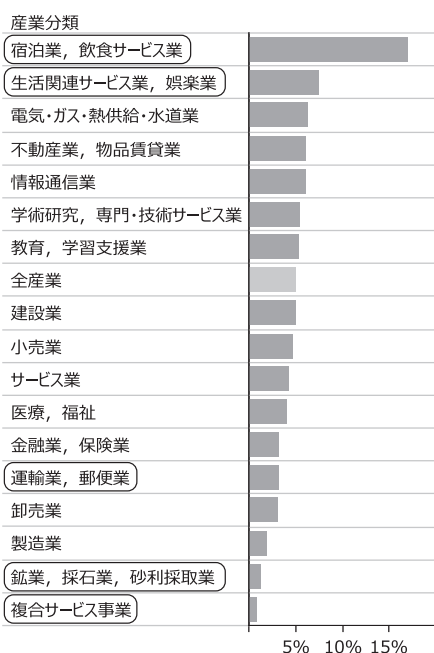
「雇用保険事業年報」をもとにした開廃業率は、事業所における雇用関係の成立、消滅をそれぞれ開廃業とみなしている。そのため、企業単位での開廃業を確認できない、雇用者が存在しない、たとえば事業主1人での開業の実態は把握できないという特徴があるものの、毎年実施されており、「日本再興戦略2016」(2016年6月2日閣議決定)でも、開廃業率のKPIとして用いられているため、中小企業白書2022年版では当該指標を用いている。なお、全数調査である「経済センサス」の開廃業率には、雇用者が存在しない事業所の開廃業も含まれる。

2) 図表1-2-23から、業種別に開廃業の状況を確認する。まず、**開業率**を確認すると、「**宿泊業、飲食サービス業**」が最も高く、「生活関連サービス業、娯楽業」「電気・ガス・熱供給・水道業」と続いている。次に、**廃業率**を確認すると、「**宿泊業、飲食サービス業**」が最も高く、「生活関連サービス業、娯楽業」「金融業、保険業」と続いている。

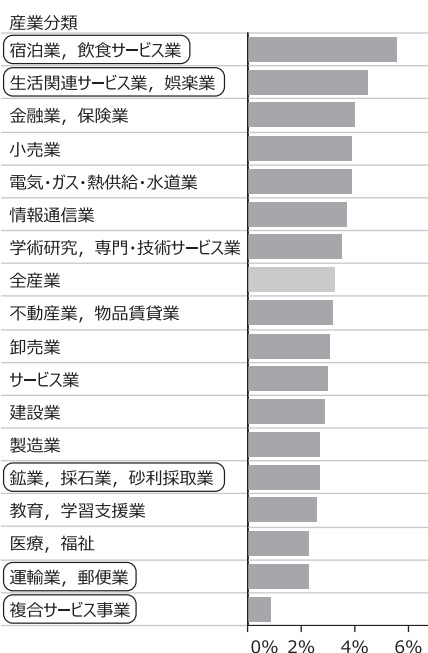
開業率と廃業率がともに**高く**、事業所の入れ替わりが盛んな業種は、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」となっている。一方で、開業率と廃業率がともに**低い**業種は、「運輸業、郵便業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「複合サービス事業」となっている。

図表 [1-2-23] 業種別の開廃業率

①開業率



②廃業率



資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」のデータを基に中小企業庁が算出

(注) 1.開業率は、当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数／前年度末の適用事業所数である。

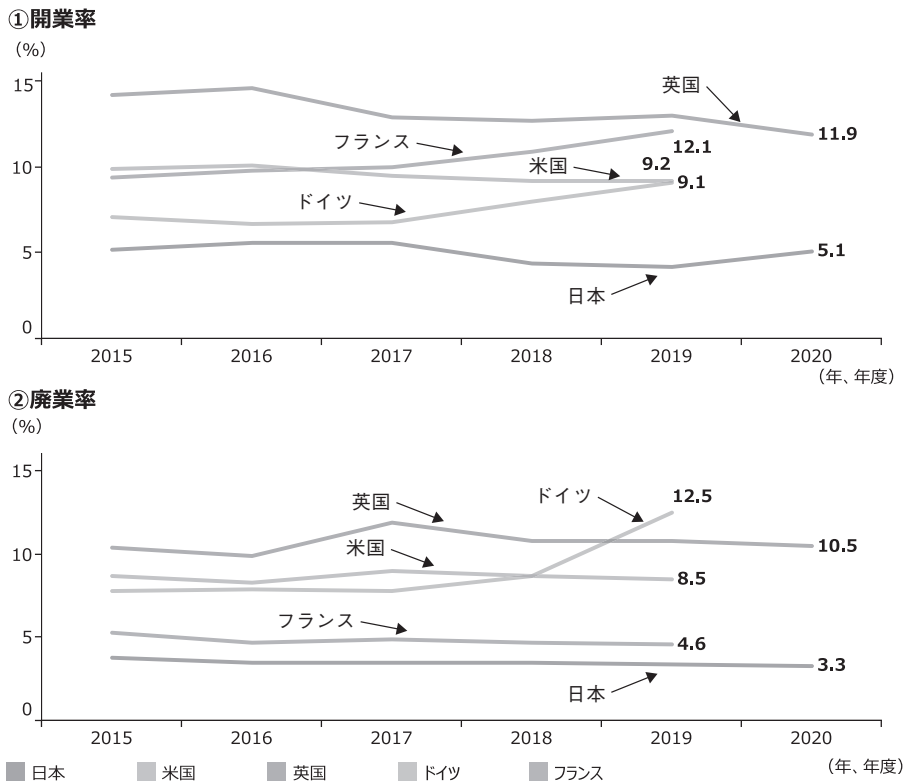
2.廃業率は、当該年度に雇用関係が消滅した事業所数／前年度末の適用事業所数である。

3.適用事業所とは、雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業所数である(雇用保険法第5条)。

(『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I -31 をもとに作成)

3) 諸外国の開廃業率の推移との比較を行うと、各国により統計の性質が異なるため、単純な比較はできないものの、国際的に見ると我が国の開廃業率は相当程度**低水準**である（図表1-2-24参照）。

図表 [1-2-24] 開廃業率の国際比較



資料：日本：厚生労働省「雇用保険事業年報」のデータを基に中小企業庁が算出、米国：United States Census Bureau「The Business Dynamics Statistics」、英国：英国国家統計局「Business demography」、ドイツ・フランス：eurostat

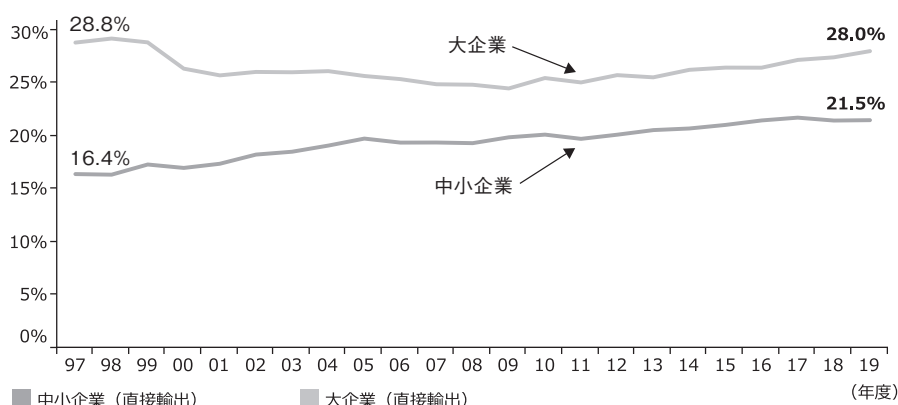
（注）国によって統計の性質が異なるため、単純に比較することはできない。

（『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -33をもとに作成）

6▶海外展開.....

- 1) 企業規模別の**直接輸出企業割合**の推移を確認すると、中小企業の直接輸出企業割合は長期的に増加しているが、足元では**横ばい**で推移している（図表1-2-25参照）。

図表 [1-2-25] 企業規模別に見た、直接輸出企業割合の推移



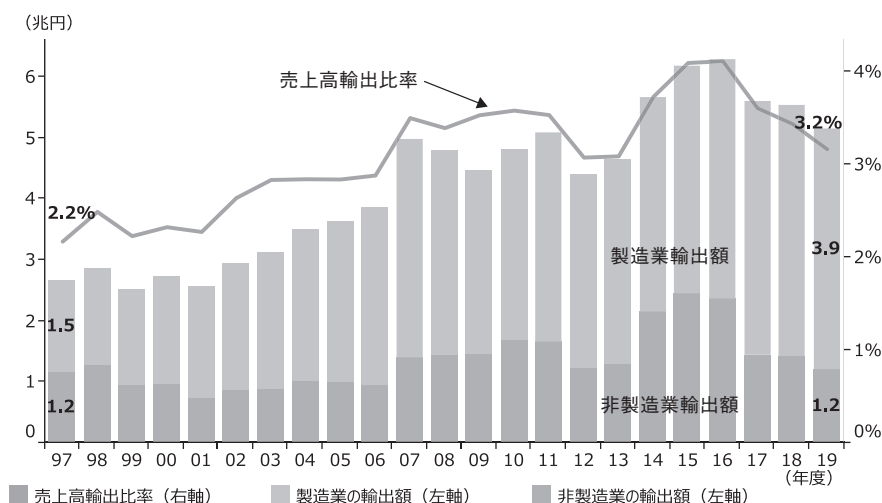
資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

（注）ここでいう直接輸出企業とは、直接外国企業との取引を行う企業である。

（『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I -34をもとに作成）

- 2) 中小企業の**輸出額**と売上高に占める輸出額の割合（**売上高輸出比率**）の推移を確認すると、ともに2016年度までおおむね増加傾向であったが、その後は**減少**傾向に転じている（図表1-2-26参照）。

図表 [1-2-26] 中小企業の業種別輸出額および売上高輸出比率の推移



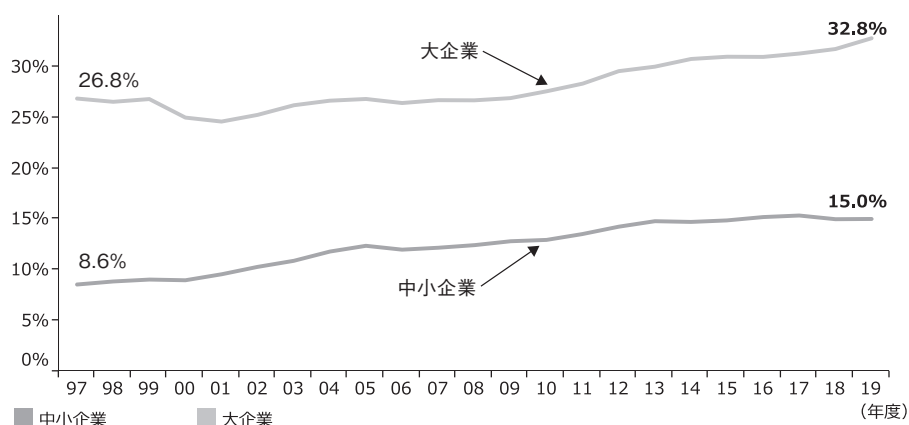
資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

(注) 売上高輸出比率は、中小企業の売上高に占める中小企業の輸出額（製造業・非製造業の合算）を算出したもの。

([『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -35をもとに作成])

3) 企業規模別の直接投資企業割合の推移を確認すると、中小企業の直接投資企業割合についても長期的に増加傾向にあるものの、足元では横ばいとなっている（図表1-2-27参照）。

図表 [1-2-27] 企業規模別に見た、直接投資企業割合の推移



資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

([『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -35をもとに作成])

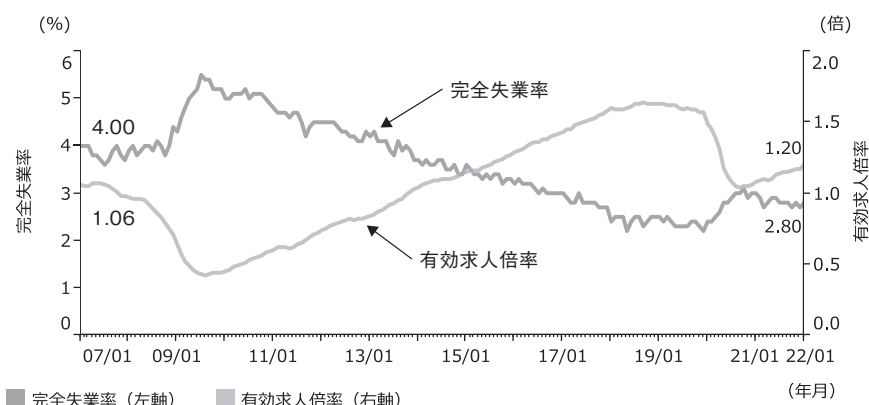
3 雇用の動向

感染症は企業の事業活動に大きな影響をもたらし、企業で雇用される労働者にもさまざまな影響が生じている。ここでは、感染症流行による雇用環境への影響を確認する。

①▶ 我が国の雇用環境

- 1) 最初に、雇用情勢を示す代表的な指標として、完全失業率と有効求人倍率の推移について確認する。**完全失業率**は、2009年中頃をピークに長期的に低下傾向で推移してきたが、2020年に入ると上昇傾向に転じ、その後は再び低下傾向で推移している（図表1-2-28参照）。また、**有効求人倍率**も、2020年に入り大きく低下したものの、再び緩やかな上昇傾向となっている（図表1-2-28参照）。

図表 [1-2-28] 完全失業率・有効求人倍率の推移



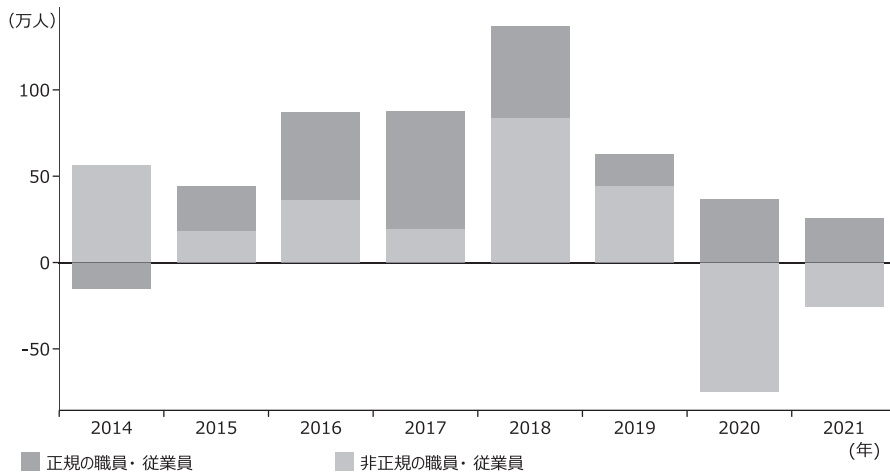
資料：総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」
(注) 季節調整値。

(『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I-36をもとに作成)

2) 雇用者数の動きについて、雇用形態別に雇用者数の前年差の推移を確認すると、「正規の職員・従業員」の雇用者数は2015年から毎年前年から増加しているのに対して、「非正規の職員・従業員」の雇用者数は2020年に大きく減少し、2021年も2020年と比べて減少幅が小さいものの、引き続き前年から減少している（図表1-2-29参照）。

図表

【1-2-29】雇用形態別に見た、雇用者数の推移（前年差）



資料：総務省「労働力調査」

（注）1.雇用者のうち役員を除いて集計。

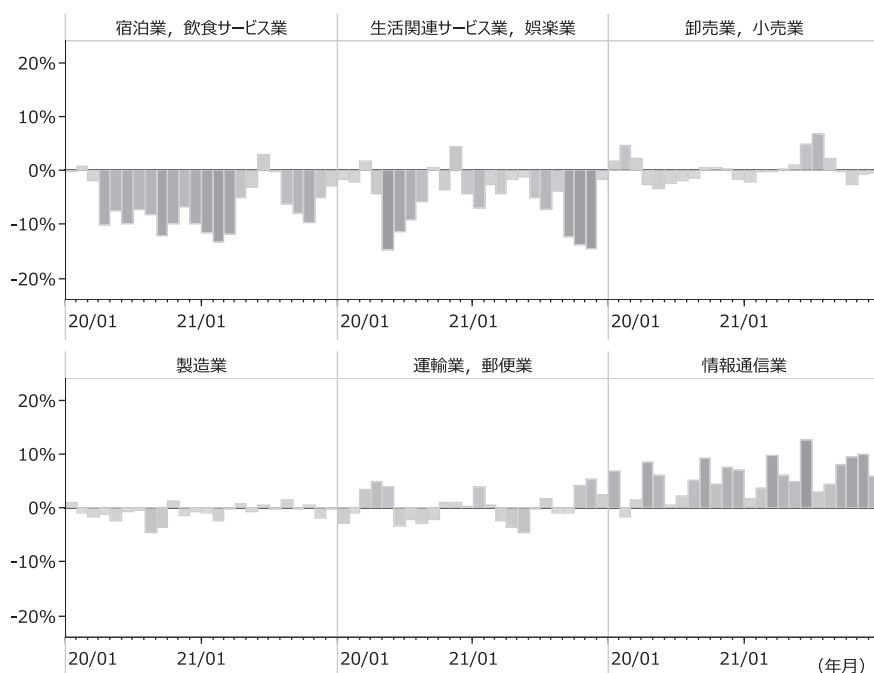
2.2015年国勢調査結果に基づく推計人口をベンチマークとして遡及または補正した時系列接続用数値を用いている。

（『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -38をもとに作成）

3) 業種別に雇用者数の動向を確認すると、図表1-2-30に見るように、特に感染症による影響を受けた「宿泊業、飲食サービス業」や「生活関連サービス業、娯楽業」は、2020年に引き続き2021年においても前年同月と比べて減少している。一方で「情報通信業」の雇用者数は2020年に引き続き2021年においても前年同月を上回っており、業種ごとに異なる傾向となっている。

図表

【1-2-30】 業種別に見た、雇用者数の前年同月比の推移



資料：総務省「労働力調査」

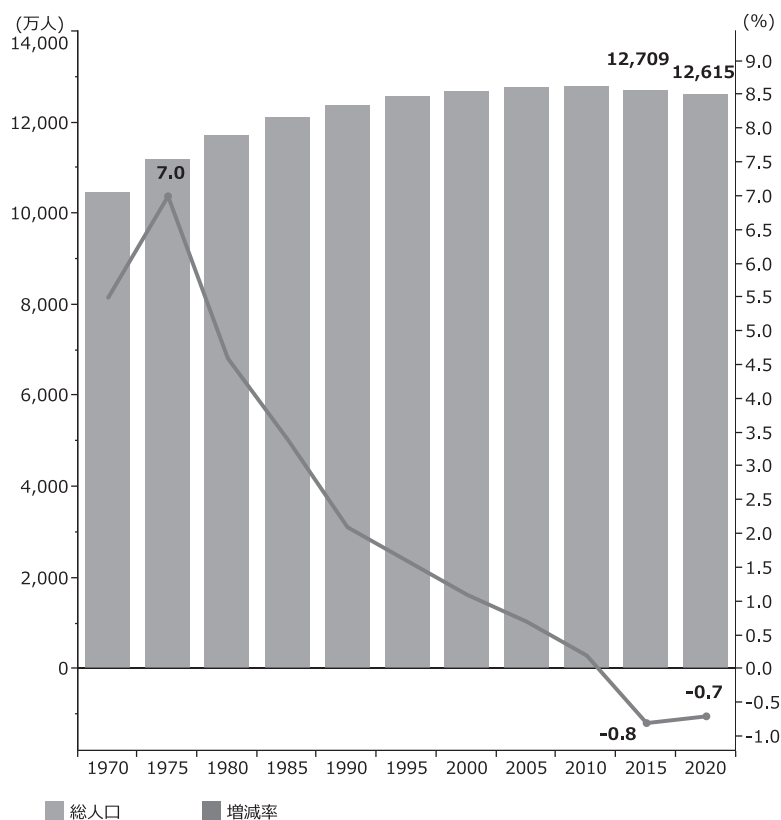
(注) 2015年国勢調査結果に基づく推計人口をベンチマークとして遡及または補正した時系列接続用数値を用いている。

(『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -39をもとに作成)

②▶人口減少と人手不足.....

1) 図表1-2-31に見るように、2020年10月1日現在における我が国の人口は1億2,614万6千人であり、2015年と比較して94万9千人減少した。人口増減率は、第2次ベビーブームにより、1970～1975年に7.0%を記録して以降は増加幅が縮小し、2010～2015年には、1970年以降、初めての人口減少となった。2015～2020年も引き続き人口減少となっているが、減少幅はやや縮小した。

図表 [1-2-31] 国勢調査に基づく最新の人口状況

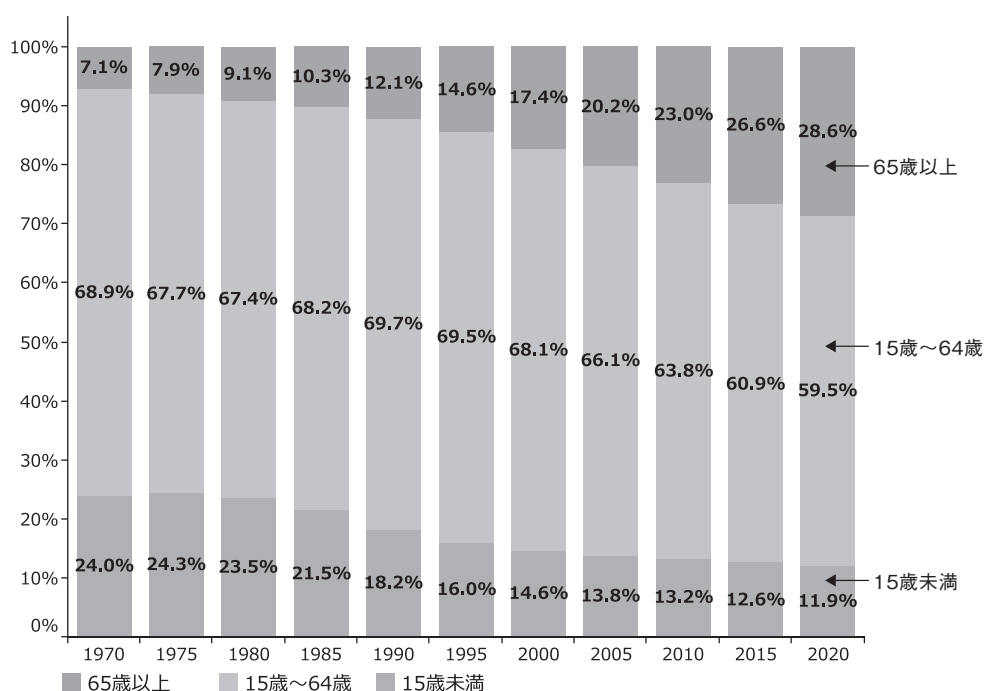


資料：総務省「令和2年国勢調査」

(『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -44をもとに作成)

2) 年齢3区分別の人口の割合の推移を確認すると、図表1-2-32に見るように、2020年における**生産年齢人口**（15歳～64歳）の割合は、1970年以降初めて**60%を下回った**。また、年少人口（15歳未満）の割合は調査開始後、過去最低を更新する一方で、老年人口（65歳以上）の割合は1970年以降、過去最高を更新している状況にもあり、生産年齢人口が減少する傾向は将来にわたって継続することが見込まれる。

図表 [1-2-32] 最新の年齢3区分別人口



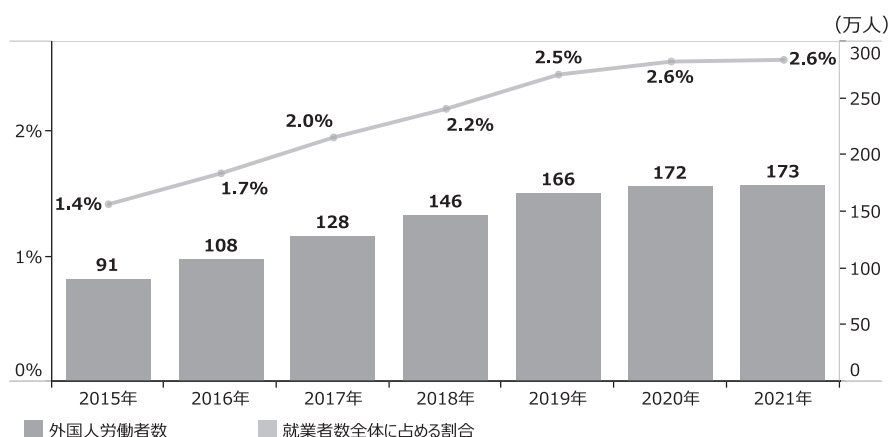
資料：総務省「令和2年国勢調査」

（『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I -45をもとに作成）

③▶感染症流行前後の外国人労働者数.....

1) 外国人労働者数と就業者全体に占める割合の推移を確認すると、**外国人労働者数**は毎年増加するとともに、就業者全体に占める割合も上昇しており、外国人労働者の労働市場に占める存在が次第に大きくなっている（図表1-2-33参照）。こうした中で、感染症流行後の2020年以降においては、対前年比で見た**増加率は低下**している（図表1-2-34参照）。

図表 [1-2-33] 外国人労働者数と就業者全体に占める割合の推移

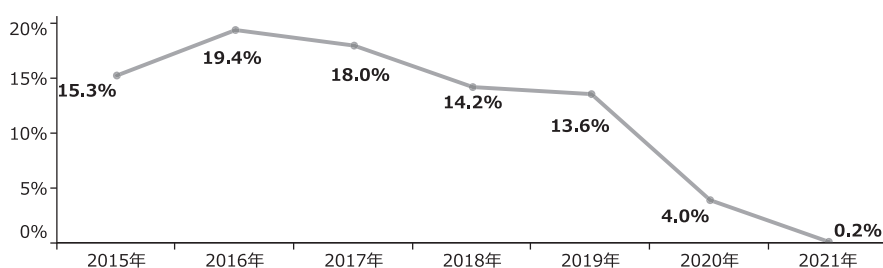


資料：総務省「労働力調査」、厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

(注) 就業者数は年平均、外国人労働者数は各年10月末の数値。

(『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -46をもとに作成)

図表 [1-2-34] 外国人労働者数の対前年増加率



資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

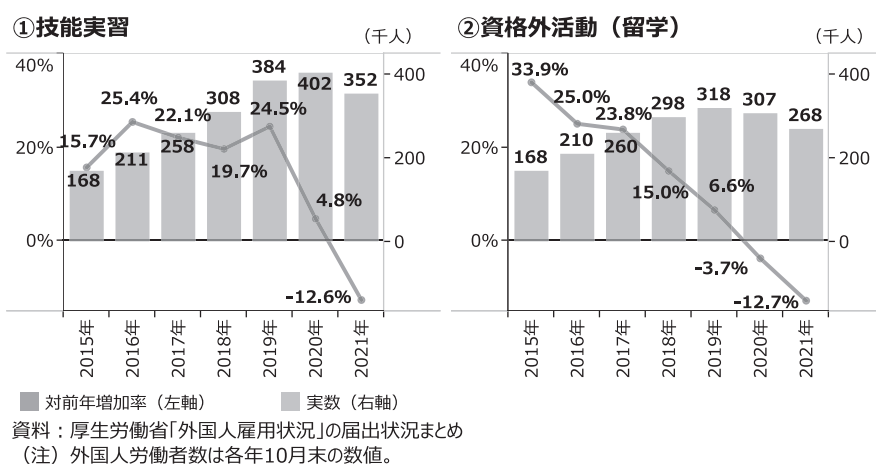
(注) 外国人労働者数は各年10月末の数値。

(『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -47をもとに作成)

2) 在留資格別に労働者の動向を確認すると、図表1-2-35に見るように、感染症流行により水際対策が強化された中で、2021年の**技能実習**は前年比12.6%**減少**し、感染症流行前（2015年～2019年）の5年間では年平均で約2割増加していたが、初めて前年を下回った。**資格外活動（留学）**についても2020年、2021年と2年連続で**減少**している。こうした動きについては、景気による雇用の影響だけでなく、感染症下における出入国制限の影響もあるとされる。なお、「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うものである。

図表

【1-2-35】 在留資格別に見た、労働者数と対前年増加率の推移

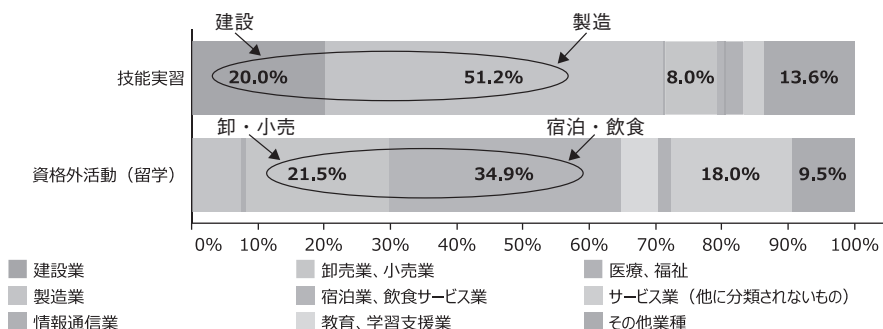


(『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I-48をもとに作成)

3) 技能実習と資格外活動（留学）における2021年の**就労業種**を確認すると、**技能実習**は**製造業と建設業**で約7割を占めており、**資格外活動（留学）**は**宿泊業・飲食サービス業と卸売業・小売業**で約6割を占めている（図表1-2-36参照）。こうした業種では、足元における外国人労働者の確保が感染症流行前と比べて困難になっている可能性が考えられる。

図表

【1-2-36】 在留資格別、就労業種の内訳



資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

（注）外国人労働者数は毎年10月末の数値。

（『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -48をもとに作成）

4 原油・原材料価格の高騰

ここでは、感染症のみならず多様なリスクとともに変動をする資源価格の動向を概観するとともに、企業間取引の状況について確認する。

①▶資源価格の変動

- 1) 原油先物取引の価格は、2020年4月頃に感染症の流行に伴う経済活動の停滞により大幅に低下したのち、上昇傾向に転じた。その後、上昇の傾向が続き、2022年2月下旬頃からその増加幅がさらに大きくなった。3月上旬に一度低下に転じるもその後は再び上昇傾向に戻った。
- 2) 天然ガス先物取引の価格は、2021年後半から上昇したが、主要調達先であるロシアからの供給不足が懸念される中で、3月上旬には1メガワット時当たり200ユーロを超える水準を記録した。
- 3) 非鉄金属の先物取引価格について確認すると、アルミニウム先物取引の価格は、2020年5月頃から上昇し、2022年2月下旬頃にその上昇幅がさらに大きくなった。3月上旬に一度低下に転じるもその後は再び上昇傾向に戻った。また、銅先物取引の価格も、2020年3月頃から上昇した後、高止まりが続いている。

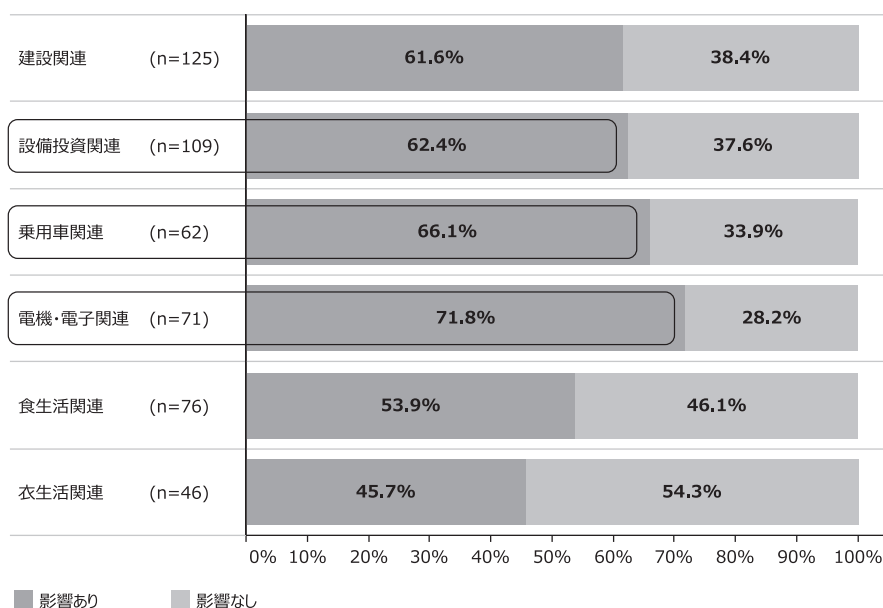
②▶企業間取引の状況

- 1) (株)日本政策金融公庫総合研究所「中小企業景況調査」(2021年12月付帯調査)に基づき、原油・石油製品の仕入価格の変化について確認すると、**約7割**の中小企業が3か月前と比較して仕入価格が「**上昇している**」と回答している。
- 2) (株)日本政策金融公庫総合研究所「中小企業景況調査」(2021年12月付帯調査)に基づき、原油・石油製品の価格高騰によるコスト上昇分を自社の製品・サービスの価格にどれだけ転嫁できているかを確認すると、**約7割**の中小企業が「**価格転嫁できていない**」と回答している。
- 3) (株)日本政策金融公庫総合研究所「中小企業景況調査」(2021年12月付帯調査)に基づき、今後の価格転嫁の見通しについて確認すると、「転嫁は**困難**」「転嫁はやや**困難**」の回答割合が合わせて**9割**にも上る。
- 4) (株)日本政策金融公庫総合研究所「中小企業景況調査」(2021年12月付帯調査)に基づき、価格転嫁が**困難な理由**を確認すると、「**販売先との交渉が困難**」(63.4%)という回答が最も多く、次いで「**市場での競争が激しい**」(52.4%)という回答が多い。

③▶感染症下におけるサプライチェーンへの影響……………

- 1) 需要分野別に、感染症がサプライチェーンに与えるマイナスの影響を確認すると、「**電機・電子関連**」「**乗用車関連**」「**設備投資関連**」といった外需関連で影響ありと回答した割合が高くなっている（図表1-2-37参照）

図表 [1-2-37] 需要分野別に見た、
サプライチェーンへのマイナスの影響の有無



資料：日本政策金融公庫総合研究所「中小企業景況調査」付帯調査

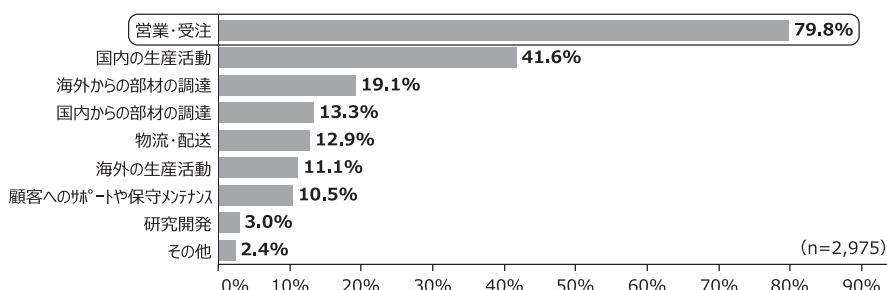
(注) 1.最終需要分野は、企業が取り扱う製品・サービスのうち、最もウエイトの大きいものが使われる分野で分類し集計したもの。

2.調査時点は2021年8月時点となっている。

(『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -60 をもとに作成)

2) 感染症に起因して支障を来した業務について確認すると、「営業・受注」という回答が最も多いものの、生産活動や部材調達といった供給面にも影響を受けた業務も一部存在している（図表1-2-38参照）。

図表 [1-2-38] 感染症に起因して支障を来した業務



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査」（2021年3月）

（注）1.ここでいう中小企業は、製造業における従業員数300名以下又は資本金3億円以下の企業を指す。

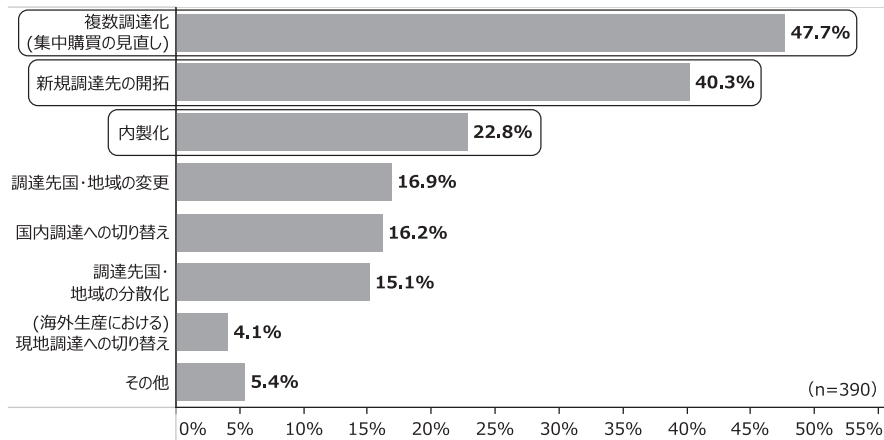
2.新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因して支障をきたした業務内容について、聞いたもの。

3.複数回答のため、合計は100%にならない。

（『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I -61 をもとに作成）

3) 調達活動を見直した際にとった取組を確認すると、調達活動を見直した企業は、「複数調達化（集中購買の見直し）」「新規調達先の開拓」「内製化」に取り組んでいる（図表1-2-39参照）。

図表 [1-2-39] 調達活動を見直した際にとった取組



資料：三菱UFリサーチ&コンサルティング（株）「我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査」（2021年3月）

（注）1. 資本金3億円以下又は従業員数300名以下の企業を集計。

2. 複数回答のため、合計は100%にならない。

（『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -62をもとに作成）

5 事業継続計画（BCP）の取組

近年も大雨、地震などの自然災害や感染症流行など、中小企業に大きな影響を与える事象が相次いで発生している。こうした事象は、順調に事業活動を行っていたとしても、不測の事態から事業の継続が困難になることがある。

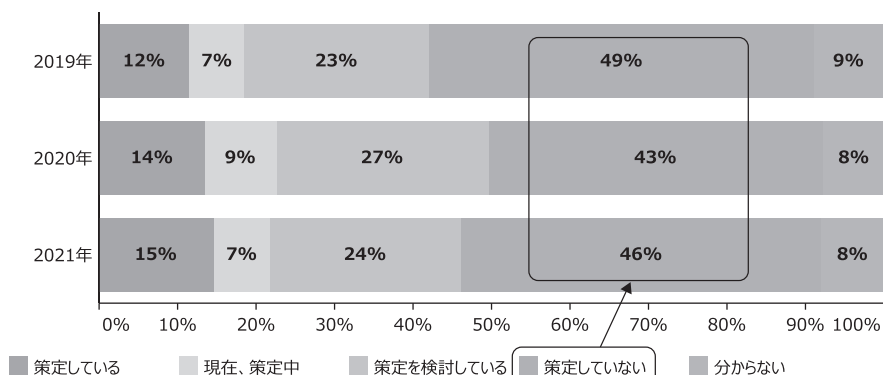
ここでは、不測の事態に対して、事業を継続していくための取組について確認する。

①▶リスクに対する備え

災害に代表されるような不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させることなく、また中断が生じても可能な限り短期間で復旧させるために、方針や体制および手順を示した「事業継続計画」（BCP：Business Continuity Plan）（以下、「BCP」という。）について、その取組状況を確認する。

- 1) 中小企業における直近3年間のBCPの策定状況を確認すると、策定している企業は毎年増加傾向にあるものの、**半数近く**は時期によらず「**策定していない**」と回答している（図表1-2-40参照）。

図表 [1-2-40] 事業継続計画（BCP）の策定状況の推移（中小企業）

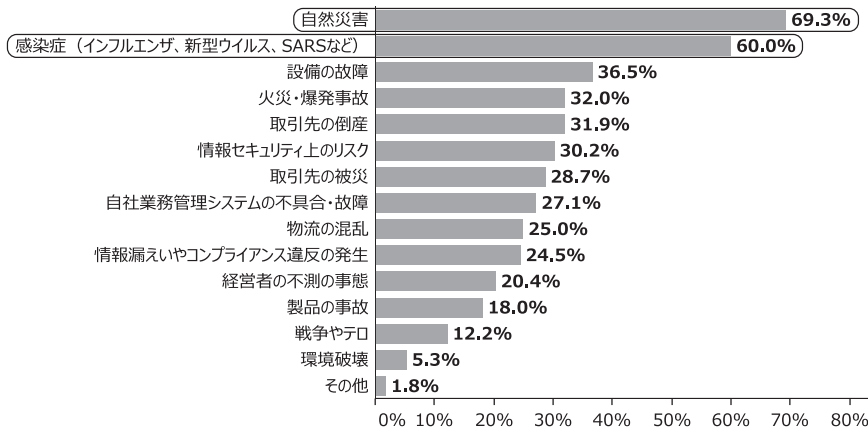


資料：（株）帝国データバンク「事業継続計画(BCP)に対する企業の意識調査」（2019年5月、2020年5月、2021年5月）

（『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I -64をもとに作成）

- 2) BCPを「策定している」「現在、策定中」「策定を検討している」と回答した企業における、事業の継続が困難になると想定しているリスクを確認すると、「**自然災害**」と「**感染症**」がリスクとして高く認識されている（図表1-2-41参照）。

図表 [1-2-41] 事業の継続が困難になると想定しているリスク（中小企業）



資料：（株）帝国データバンク「事業継続計画（BCP）に対する企業の意識調査」（2021年5月）

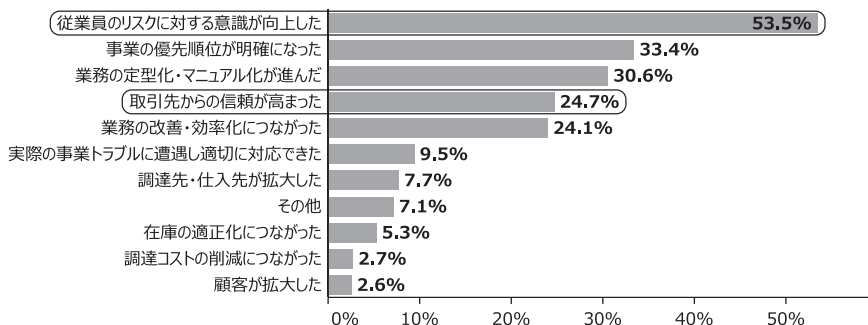
（注）1.事業継続計画（BCP）を「策定している」「現在、策定中」「策定を検討している」のいずれかを回答した企業に対して聞いたもの。

2.複数回答のため、合計しても100%にならない。

（『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I -65をもとに作成）

3) BCPを「策定している」と回答した企業が感じている効果を確認すると、図表1-2-42に見るように、「従業員のリスクに対する意識が向上した」という回答が半数以上存在するほか、「事業の優先順位が明確」や「業務の定型化・マニュアル化」「業務の改善・効率化」など、日頃の業務改善にも効果が表れていることが見て取れる。また「取引先からの信頼」といったように、自社の価値向上にもつながっていることが示唆される。

図表 [1-2-42] 事業継続計画（BCP）を策定したことによる効果（中小企業）



資料：（株）帝国データバンク「事業継続計画（BCP）に対する企業の意識調査」（2021年5月）

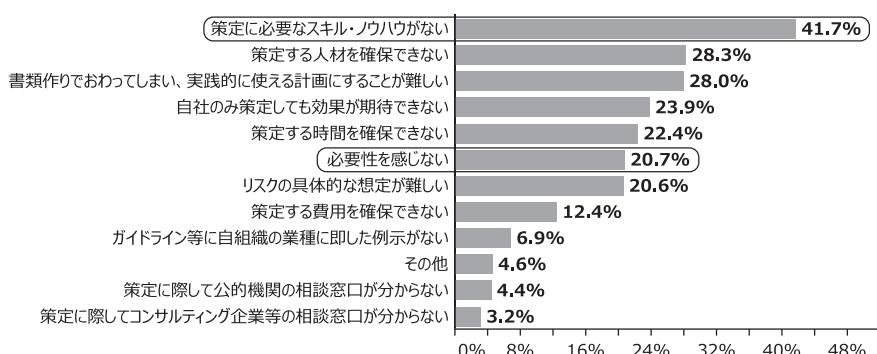
（注）1.事業継続計画（BCP）を「策定している」を回答した企業に対して聞いたもの。

2.複数回答のため、合計しても100%にならない。

（『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I -67をもとに作成）

4) BCPを「策定していない」と回答した企業における、その理由を確認すると、図表1-2-43に見るように、「策定に必要なスキル・ノウハウがない」や「実践的に使える計画にすることが難しい」など、BCPに対する敷居の高さが存在する可能性が示唆される。一方で、「策定する人材や時間の確保ができない」や「策定の効果が期待できない」に加え、2割程度が「必要性を感じない」と回答するなど、BCPに対する優先度が高くないことが示唆される。

図表 [1-2-43] 事業継続計画（BCP）を策定しない理由（中小企業）



資料：（株）帝国データバンク「事業継続計画(BCP)に対する企業の意識調査」（2021年5月）

（注）1.事業継続計画(BCP)を「策定していない」と回答した企業に対して聞いたもの。

2.複数回答のため、合計しても100%にならない。

（『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -68をもとに作成）

6 労働生産性と分配



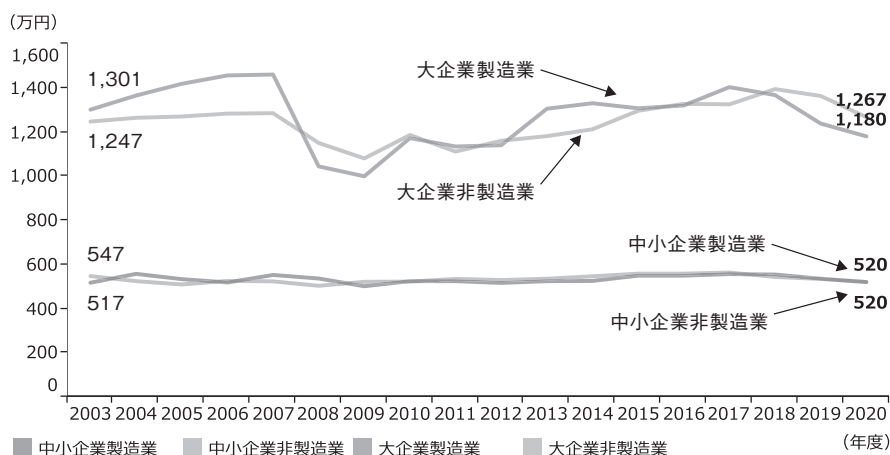
将来的に人口減少が見込まれる中、我が国経済のさらなる成長のためには、企業全体の99.7%を占める中小企業の労働生産性を高めることが重要である。

ここでは、中小企業・小規模事業者の労働生産性について現状を確認する。

①▶ 中小企業・小規模事業者の労働生産性と分配……………

- 1) 企業規模別に、従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）の推移を確認すると、中小企業の労働生産性は製造業、非製造業ともに、大きな落ち込みはないものの、長らく横ばい傾向が続いている（図表1-2-44参照）。

図表 [1-2-44] 企業規模別に見た、
従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）の推移



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

（注）1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。

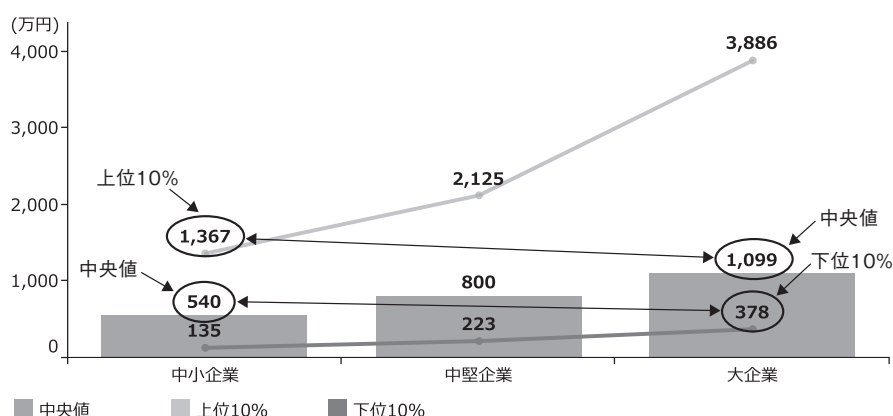
2.平成18年度調査以前は付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋従業員給与＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課とし、平成19年度調査以降はこれに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとする。

（『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I -71 をもとに作成）

2) 企業規模別に上位10%、中央値、下位10%の労働生産性の水準を確認すると、図表1-2-45に見るように、いずれの区分においても、企業規模が大きくなるにつれて、労働生産性が高くなっている。しかし、**中小企業の上位10%の水準は大企業の中央値を上回っており**、中小企業の中にも高い労働生産性の企業が一定程度存在している。反対に、**大企業の下位10%の水準は中小企業の中央値を下回っており**、企業規模は大きい労働生産性の低い企業も存在している。

なお、ここからは、資本金10億円以上の企業を「大企業」、資本金1億円以上10億円未満の企業を「中堅企業」、資本金1億円未満の企業を「中小企業」とする。

図表 [1-2-45] 企業規模別の労働生産性の水準比較



資料：財務省「令和2年度法人企業統計調査年報」再編加工

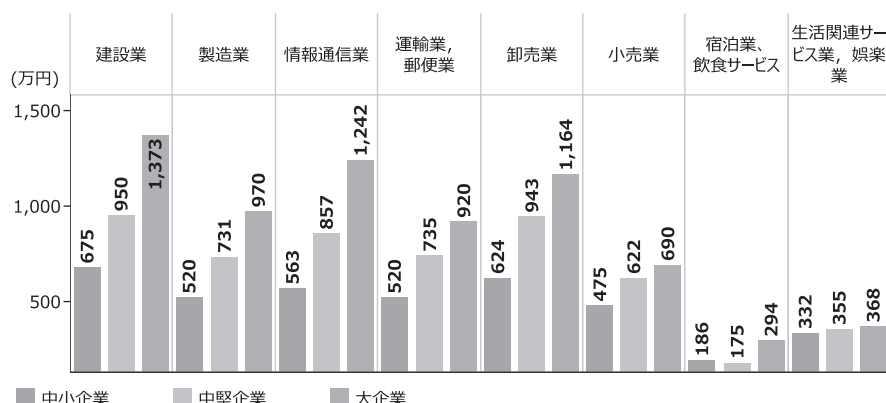
(注) 1. 非一次産業を集計対象としている。

2. ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満、中小企業とは資本金1億円未満とする。

(『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I-72をもとに作成)

3) 図表1-2-46は、企業規模別、業種別に労働生産性の中央値を比較したものである。同図表を見ると、業種にかかわらず、**企業規模が大きくなるにつれて労働生産性が高くなっている。**

図表 [1-2-46] 企業規模別・業種別の労働生産性



資料：財務省「令和2年度法人企業統計調査年報」再編加工

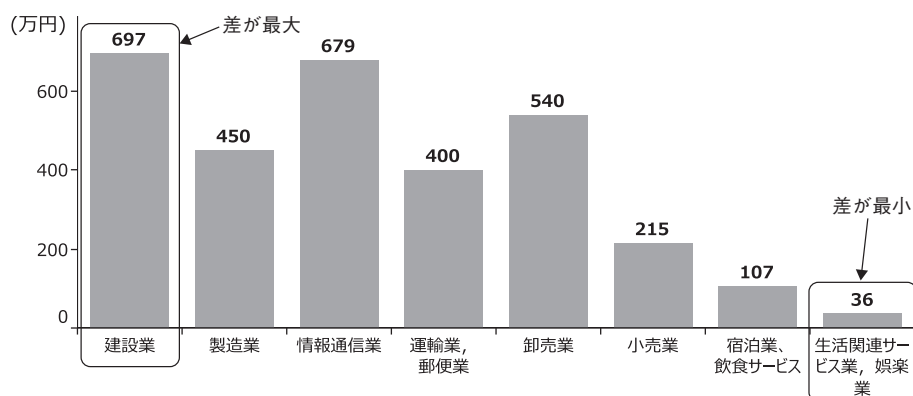
(注) 1. 数値は中央値。

2. ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満、中小企業とは資本金1億円未満とする。

(『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I-73をもとに作成)

4) 図表1-2-47は、大企業と中小企業の労働生産性の**差分**を用いて、労働生産性の規模間格差を業種別に示したものである。同図表を見ると、「**建設業**」「**情報通信業**」「**卸売業**」では大企業と中小企業の労働生産性の格差が**大きい**ことがわかる。一方で、「**小売業**」「**宿泊業、飲食サービス業**」「**生活関連サービス業、娯楽業**」では、大企業も含め業種全体での労働生産性が低いこともあり、企業規模間の格差は比較的**小さい**。

図表 [1-2-47] 業種別に見た、労働生産性の規模間格差（差分）



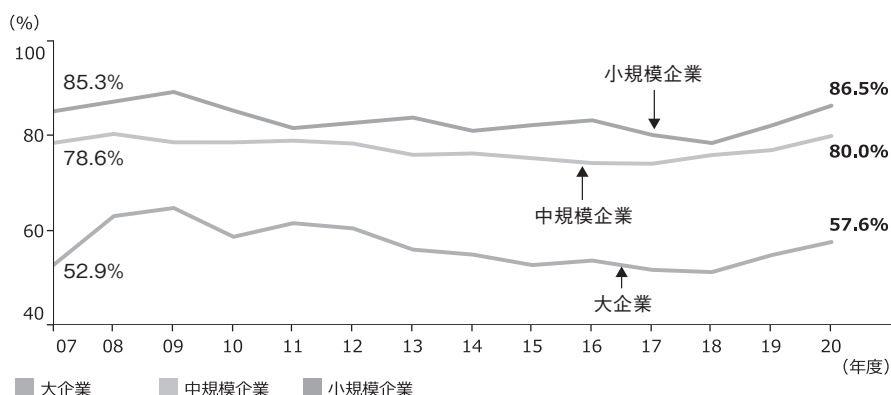
資料：財務省「令和2年度法人企業統計調査年報」再編加工

(注) 数値は、大企業と中小企業の労働生産性（中央値）の差分を示している。

(『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I-74をもとに作成)

5) 企業規模別に、**労働分配率**（企業が生み出した付加価値額のうち、どれだけが労働者に分配されているかを表す指標）の推移を確認すると、大企業に比べて、中規模企業および小規模企業では、長年にわたって**高止まり**している（図表1-2-48参照）。⇒経済・社会環境の変化に対応しつつ、企業としての成長や事業の拡大を継続的に図っていくためには、収益拡大から賃金引上げへの好循環を継続させることが必要であり、起点となる企業が生み出す付加価値自体を増大させていくことが重要であると考えられる。

図表 [1-2-48] 企業規模別に見た、労働分配率の推移



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

（注）1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中規模企業とは資本金1千万円以上1億円未満、小規模企業とは資本金1千万円未満。

2.ここでいう労働分配率とは付加価値額に占める人件費とする。

3.付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋人件費（役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費）＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課。

4.金融業、保険業は含まれていない。

（『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I -77をもとに作成）

7 経営資源の有効活用

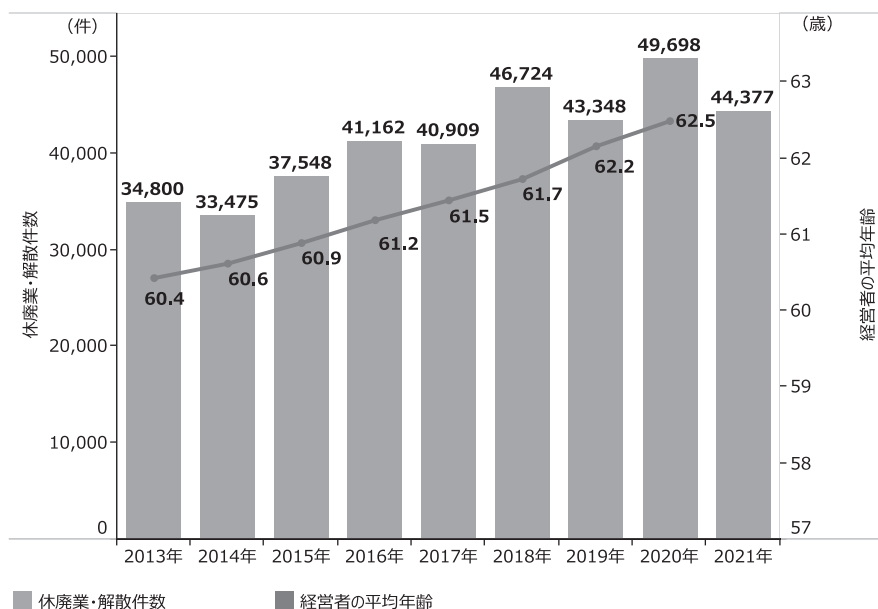
我が国の高齢化の進展に伴い、経営者の高齢化も進む中で中小企業の事業承継は社会的な課題として認識されている。我が国経済が持続的に成長するためには、中小企業がこれまで培ってきた価値ある経営資源を次世代に承継していくことが重要である。

ここでは、休廃業・解散や経営者の高齢化の状況も踏まえつつ、事業承継やM&Aを通じた経営資源の有効活用について確認する。

①▶休廃業・解散の動向と経営者の高齢化

- 1) 休廃業・解散件数と我が国企業の経営者平均年齢の推移を確認すると、図表1-2-49に見るように、2021年の休廃業・解散件数は4万4,377件であり、2020年、2018年に次ぐ、高水準である。また、経営者の平均年齢は上昇傾向にあり、休廃業・解散件数増加の背景には経営者の高齢化が一因にあると考えられ、引き続き、こうした状況への対応は喫緊の課題である。

図表 [1-2-49] 休廃業・解散件数と経営者平均年齢の推移

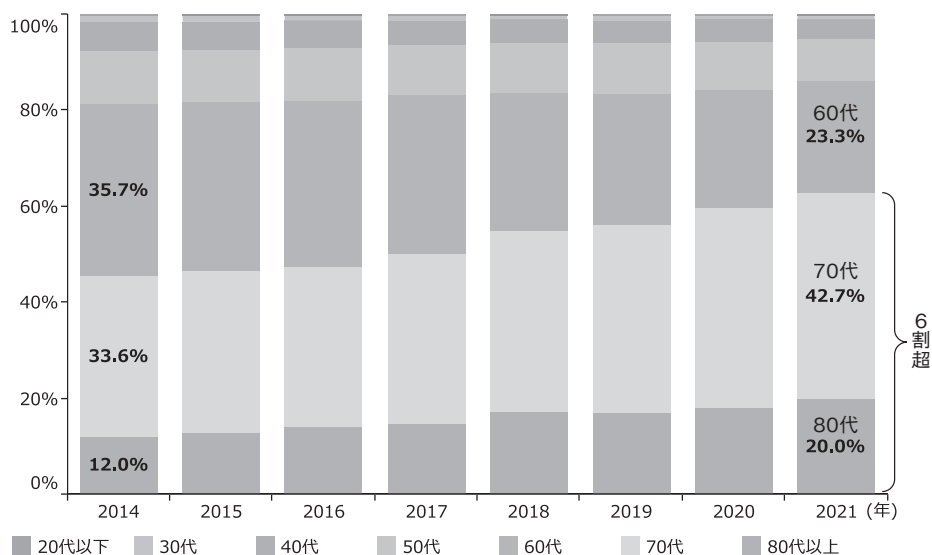


資料：(株)東京商工リサーチ「2021年「休廃業・解散企業」動向調査」、「全国社長の年齢調査」
 (注) 経営者の平均年齢は2020年までを集計している。

(『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -85をもとに作成)

- 2) 休廃業・解散企業の代表者年齢を確認すると、図表1-2-50に見るように、2021年は**70代**の割合が最も高く、42.7%となっている。また、**70代以上**が**全体に占める割合は年々高まっており**、2021年は**6割超**となっている。

図表 [1-2-50] 休廃業・解散企業の代表者年齢の構成比

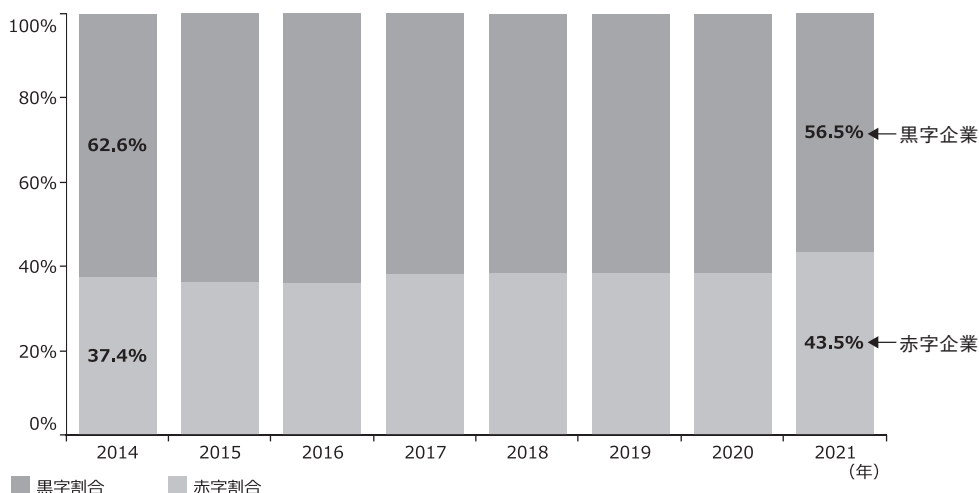


資料：(株)東京商工リサーチ「2021年「休廃業・解散企業」動向調査」

(『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I-86をもとに作成)

- 3) 休廃業・解散企業の損益別構成比を確認すると、図表1-2-51に見るように、2014年以降一貫して**過半数の休廃業・解散企業が黒字企業**となっている。一方で、2021年は黒字企業の割合が前年から**低下**し、**6割未満**となっている。

図表 [1-2-51] 休廃業・解散企業の損益別構成比



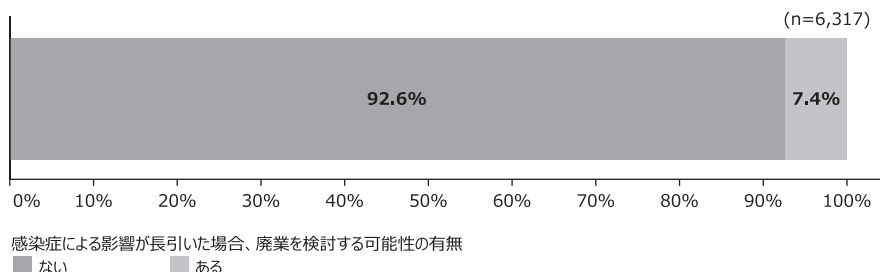
資料：(株)東京商工リサーチ「2021年「休廃業・解散企業」動向調査」

(注) 損益は休廃業・解散する直前期の決算の当期純利益に基づいている。なお、ここでいう直前期の決算は休廃業・解散から最大2年の業績データを選び、最新のものを採用している。

(『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -87をもとに作成)

4) 感染症による影響が長引いた場合に廃業を検討する可能性について確認すると、9割以上の企業では廃業について検討する可能性はないとする一方、1割未満ではあるものの、廃業を検討する可能性がある企業が存在している(図表1-2-52参照)。

図表 [1-2-52] 感染症による影響が長引いた場合、廃業を検討する可能性



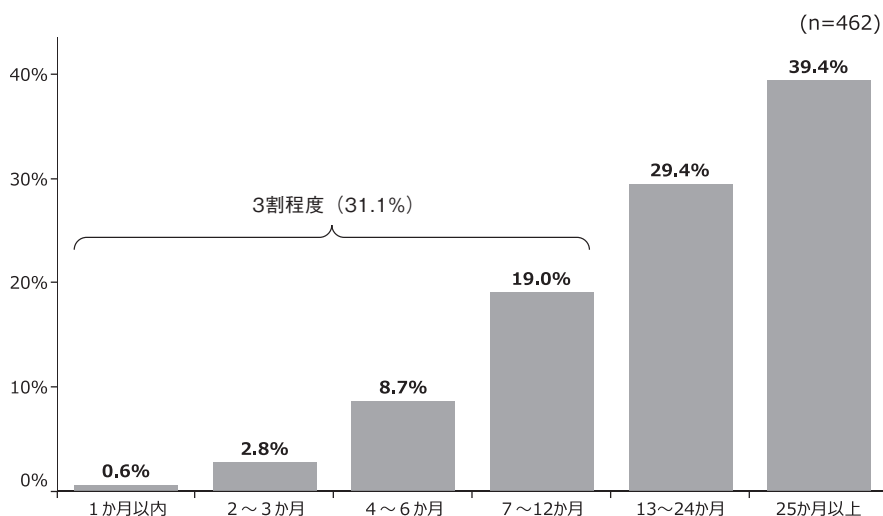
資料：(株)東京商工リサーチ「第20回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」(2022年2月)

(注) 資本金1億円未満の企業を集計したもの。

(『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -88をもとに作成)

5) 感染症の影響が長引いた場合に廃業を検討する可能性のある企業について、廃業を検討する時期を確認すると、**3割程度の企業では1年以内に検討**としている（図表1-2-53参照）。

図表 [1-2-53] 廃業を検討する時期



資料：（株）東京商工リサーチ「第20回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」（2022年2月）

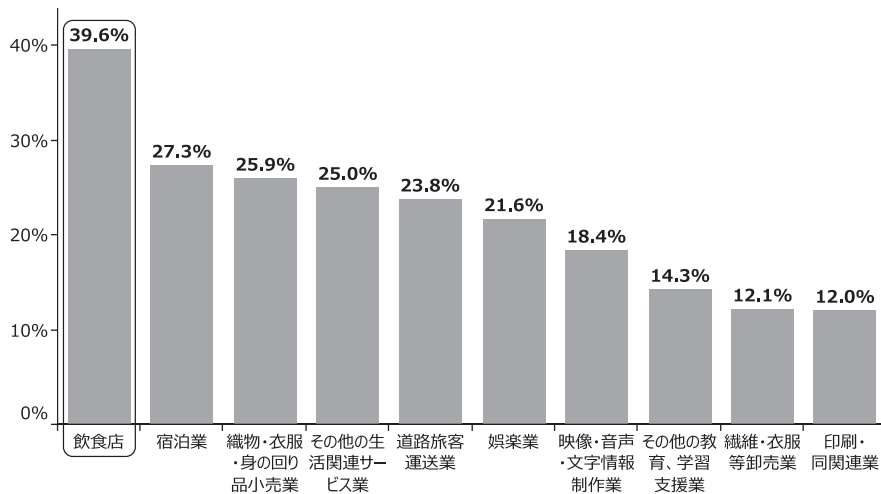
（注）1. 資本金1億円未満の企業を集計したもの。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響が長引いた場合の廃業を検討する可能性について、「ある」と回答した企業に対する設問。

（『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -90をもとに作成）

6) 業種別に、廃業を検討する可能性のある企業の割合を確認すると、**飲食店**では4割程度と最も高く、続いて、**宿泊業**や**織物・衣服・身の回り品小売業**で廃業を検討する可能性がある企業の割合が高い（図表1-2-54参照）。

図表 [1-2-54] 業種別に見た、廃業を検討する可能性のある企業の割合
(上位10業種)



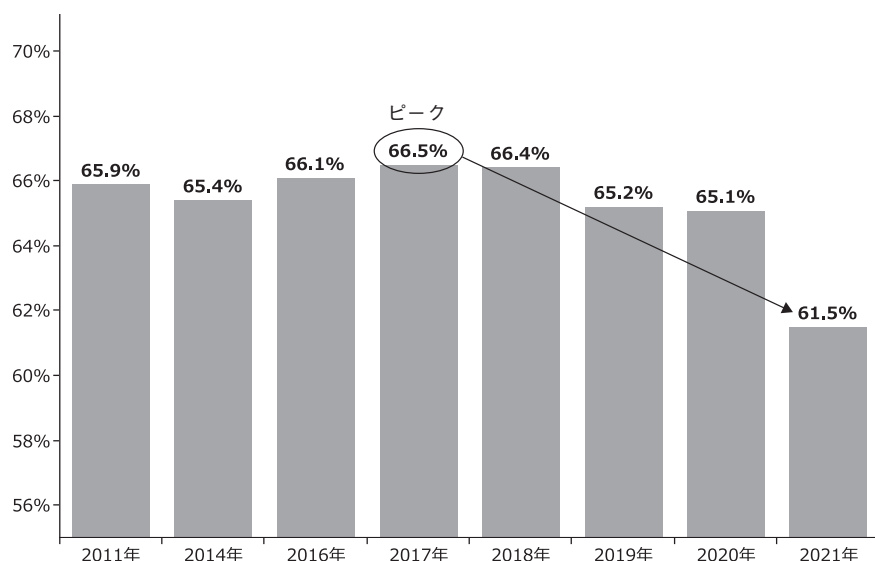
資料：（株）東京商工リサーチ「第20回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」（2022年2月）

（注）新型コロナウイルス感染症の影響が長引いた場合に廃業を検討する可能性について尋ねたもの。廃業を検討する可能性について、業種別に集計し、上位10業種を表示している。

（『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p.I-91をもとに作成）

7) 後継者不在企業の割合（以下、「**後継者不在率**」という。）の推移について確認すると、2017年の66.5%をピークに近年は**微減**傾向にあり、2021年は前年比3.6ポイント減となる61.5%となっている（図表1-2-55参照）。

図表 [1-2-55] 後継者不在率の推移



資料：(株) 帝国データバンク「全国企業「後継者不在率」動向調査（2021年）」

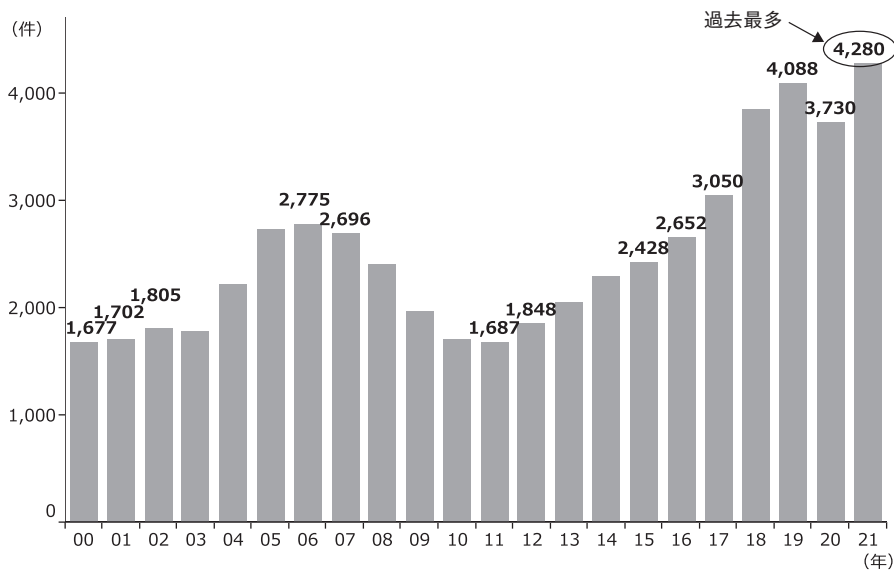
(『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I-93をもとに作成)

8) (株) 東京商工リサーチ「中小企業の財務・経営及び事業承継に関するアンケート」（2020年11月）に基づき、経営者年齢別に試行錯誤（トライアンドエラー）を許容する組織風土の有無を確認すると、**経営者年齢が若い企業**ほど、試行錯誤（トライアンドエラー）を許容する組織風土があるとする企業の割合が高い。また、同調査に基づき、経営者年齢別に新事業分野進出の状況を確認すると、**経営者年齢が若い企業**ほど、積極的に新事業分野進出への取組を実施している。⇒経営者年齢が若い企業では新たな取組に果敢にチャレンジする企業が多いことが示唆される。事業承継を適切に実施し、次世代の後継者に引き継ぐことで、中小企業のさらなる成長が期待される。

②▶ 中小企業のM&Aの動向

1) 大企業も含めたM&A件数の推移を確認すると、近年**増加**傾向で推移しており、2021年は過去最多の4,280件となった（図表1-2-56参照）。これはあくまでも公表されている件数であるが、M&Aについては未公表のものも一定数存在することを考慮すると、我が国におけるM&Aはさらに活発化していることが推察される。

図表 [1-2-56] M&A件数の推移

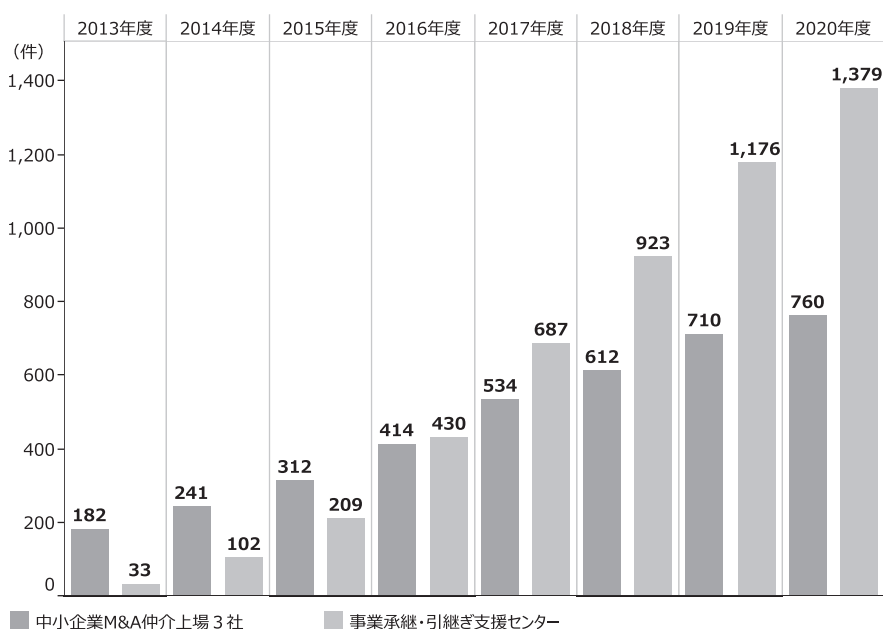


資料：（株）レコフデータ調べ

（『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -96をもとに作成）

2) 中小企業におけるM&Aの実施状況を確認すると、中小企業M&A仲介上場3社（(株)日本M&Aセンター、(株)ストライク、M&Aキャピタルパートナーズ(株)）、事業承継・引継ぎ支援センターのいずれも、成約件数が増加傾向にある（図表1-2-57参照）。

図表 [1-2-57] 中小企業のM&A実施状況



資料：中小企業庁「中小M&A推進計画」

（注）「中小企業M&A仲介上場3社」とは、株式会社日本M&Aセンター、株式会社ストライク、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社について、集計したものである。

（『中小企業白書2022年版』 中小企業庁編 p. I -97をもとに作成）

③▶ 買い手としてのM&A実施意向

買い手としてのM&A実施の状況について、(株)東京商工リサーチ「中小企業の財務・経営及び事業承継に関するアンケート」（2020年11月）および三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「成長に向けた企業間連携等に関する調査」（2017年11月）に基づくアンケート結果は図表1-2-58のとおりである。

図表 [1-2-58] 「買い手としてのM&A実施意向」のまとめ

買い手としてのM&A実施意向のある企業の相手先企業の探し方 ^{※1}	「金融機関に探索を依頼する」(76.5%)が最も多く、次いで「専門仲介機関に探索を依頼する」(45.0%)が多い。
買い手としてM&Aを実施する際の障壁 ^{※1}	「期待する効果が得られるかよく分からない」(35.5%)が最も多く、次いで「判断材料としての情報が不足している」(32.8%)が多い。
M&A実施後の満足度別に見た、M&A実施の具体的効果 ^{※2}	「期待どおり、期待以上の満足度」の企業では、「 商圏の拡大 による売上・利益の増加」(53.3%)が最も多く、次いで「商品・サービスの拡充による売上・利益の増加」(50.8%)が多い。

※1 「中小企業の財務・経営及び事業承継に関するアンケート」

※2 「成長に向けた企業間連携等に関する調査」

(『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I-98~100をもとに作成)

4 ▶ 売り手としてのM&A実施意向……………

売り手としてのM&A実施の状況について、(株)東京商工リサーチ「中小企業の財務・経営及び事業承継に関するアンケート」(2020年11月)および三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「成長に向けた企業間連携等に関する調査」(2017年11月)に基づくアンケート結果は図表1-2-59のとおりである。

図表 [1-2-59] 「売り手としてのM&A実施意向」のまとめ

経営者年齢 ^{※2}	60歳代が約5割、70歳以上が約2割と、60歳代以上の構成比が7割程度を占めている。
売り手としてのM&A実施意向のある企業の相手先企業の探し方 ^{※1}	「金融機関に探索を依頼する」(59.9%)が最も多く、次いで「専門仲介機関に探索を依頼する」(42.9%)が多い。
売り手としてM&Aを実施する際の障壁 ^{※1}	「経営者としての 責任感や後ろめたさ 」(30.5%)が最も多く、次いで「相手先(買い手)が見付からない」(28.1%)が多い。⇒売り手としてのM&Aに対するイメージは向上してきているものの、意思決定の際に心理的側面が大きく影響している。

※1 「中小企業の財務・経営及び事業承継に関するアンケート」

※2 「成長に向けた企業間連携等に関する調査」

(『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I-101~104をもとに作成)

5 ▶ 経営資源の引き継ぎ.....

後継者不在の中小企業は、M&Aによって廃業等を回避できる可能性もある一方で、買い手企業が見つからないなどM&Aを実施できない場合には廃業等に移行せざるを得ないが、こうした場合でも経営資源の一部を引き継いでいくことが重要である。こうした経営資源を創業希望者が引き継ぐことは、創業希望者にとっても創業時におけるリスクやコストを抑える上で有用なケースも少なくないと考えられる。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「中小企業・小規模事業者における経営者の参入に関する調査」(2018年12月)に基づくアンケート結果は図表1-2-60のとおりである。

図表 [1-2-60] 「経営資源の引き継ぎ」のまとめ

起業準備者が経営資源を引き継ぎたい理由	「設備(居抜きを含む)」「不動産」では「金銭的コストを抑えられるから」と回答した者の割合が最も高い。一方、「顧客・販売先」「事業のノウハウ」「役員・従業員」「ブランド(店名・商品名等)」では「一から作り上げるのが困難だから」と回答した者の割合が最も高い。
経営資源の引継ぎの相談相手	・すべての経営資源について、「相談しない(自分で解決する)」と回答した者の割合が最も高い。 ・有形資産(「設備(居抜きを含む)」「不動産)」では、「不動産・人材などの仲介業者(ウェブ除く)」が相対的に高い。 ・無形資産(「ブランド(店名・商品名等)」「顧客・販売先」「事業のノウハウ」「役員・従業員(人材)」)では、「商工会議所・商工会」「士業(公認会計士・税理士・弁護士・中小企業診断士等)」が相対的に高くなっている。⇒各支援機関が、経営資源の引継ぎへの支援に関する情報を発信していくことも、経営資源の引継ぎの促進につながるものと考えられる。

(『中小企業白書2022年版』中小企業庁編 p. I-108~109をもとに作成)